北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き

市町村への申請

（物品･役務 編）

令和8･9年度　定期申請

2026年10月15日　改訂

北海道市町村入札参加資格共同審査協議会

目次

1. 入札参加資格共同審査の概要---- 1
表-1 北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体（物品・役務部門）---- 1

2. 物品役務の入札参加資格共同審査に申請するために必要な資格要件---- 2
表-2 自治体が個別に定める資格要件---- 3

3. 入札参加資格審査の申請について---- 6
3-1 申請の方法---- 6
3-2 システム利用申請及び電子申請入り口---- 7
3-3 共同審査に関するお問い合わせ---- 7
3-4 申請の流れ---- 8
3-5 申請にあたっての注意事項---- 9
3-6 申請が可能な営業品目---- 10
表-3 申請が可能な営業品目一覧表---- 11
表-4 申請を求めていない営業品目を有する自治体---- 21
表-5 特定の品名・サービス等（表-3に記載のないもの）に対し申請する分類を指定している自治体---- 22
表-6 申請する営業品目に希望順位を付けることを求めている自治体---- 24
表-7 申請する営業品目数に制限を定めている自治体---- 24

4. 入札参加資格申請の受付期間と審査基準日---- 26
4-1 システムによる電子申請の受付期間---- 26
4-2 審査基準日---- 26

5. 入札参加資格の有効期間---- 26

6. システム入力項目に関する注意事項---- 26
6-1 法人設立登記---- 26
6-2 営業年数---- 26
6-3 従業員数---- 26
6-4 資本金の額---- 26
6-5 主たる事業の区分---- 27
表-8 主たる事業の区分---- 27
6-6 流動資産・流動負債の求め方（個人の場合）---- 28
6-7 契約実績の有無---- 29
6-8 代理店・特約店契約の情報---- 29
表-9 代理店・特約店契約の情報を求めている自治体---- 29

7. 入札参加資格申請に必要な提出書類---- 30
7-1 共通書類---- 30
表-10 共通書類一覧表---- 30
7-2 協同組合等の場合に必要な書類---- 31
表-11 申請者が協同組合等の場合に必要な書類---- 31
7-3 自治体別共通書類一覧表（物品・役務等）---- 31
表-12 自治体別共通書類一覧（物品・役務）石狩・空知地域---- 32
表-12 自治体別共通書類一覧（物品・役務）後志・渡島・檜山地域---- 33
表-12 自治体別共通書類一覧（物品・役務）胆振・日高・上川地域---- 34
表-12 自治体別共通書類一覧（物品・役務）留萌・宗谷地域---- 35
表-12 自治体別共通書類一覧（物品・役務）オホーツク地域---- 36
表-12 自治体別共通書類一覧（物品・役務）十勝・釧路・根室地域---- 37

目次

8. 共通書類提出に関する注意事項---- 38
① 【様式３】履歴事項全部証明書 ※法人の場合---- 38
② 【様式４】代表者身分証明書 ※個人事業主の場合---- 39
③ 【様式５-１】営業証明書 ※個人事業主の場合---- 39
④ 【様式５-２】審査基準日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類 ※個人事業主の場合---- 39
⑤ 【様式６】従業員名簿 ※個人事業主の場合---- 40
⑥ 【様式７】印鑑証明書---- 40
⑦ 【様式８】使用印鑑届---- 41
⑧ 【様式９】年間委任状---- 42
⑨ 【様式１０】各種許可・登録・届出の写し等---- 43
表-13 特定の営業品目に対し、添付が必要な許可・認可・登録等の証明書類の種類を定めている自治体一覧---- 44
⑩ 【様式１１】納税証明書---- 48
⑪ 【様式１２】決算書（財務諸表）---- 49
⑫ 【様式１３】資本関係・人的関係調書---- 50
⑬ 【様式１４】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状---- 52
⑭ 【様式１５】法定保険加入状況一覧表---- 53
⑮ 【様式１６】社会保険等適用除外申出書---- 54
⑯ 【様式１７】営業所一覧（道内分）---- 55
⑰ 【様式１８】技術者名簿（道内関係分）---- 56
⑱ 【様式 組-１】組合構成員名簿---- 57
⑲ 【様式 組-２】官公需適格組合証明書---- 57
⑳ 【様式 組-３】定款または寄付行為---- 57

9. 個別書類作成の注意事項---- 58
表-14 個別書類一覧---- 58

10. 定期受付終了後の新規申請受付について ---- 63
10-1 随時受付、中間年受付を実施する自治体---- 63
表-15 随時受付、中間年受付を実施する自治体---- 63
10-2 随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項---- 63
表-16 随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項---- 63
10-3 随時受付及び中間年受付の審査基準日と電子申請受付期間及び資格有効期間---- 64
表-17 追加受付の審査基準日と受付期間及び資格有効期間---- 64

１１. 申請先自治体の連絡先一覧---- 66

様式集（物品・役務編）---- 68

１．入札参加資格共同審査の概要

この申請の手引きは、令和８年度、令和９年度に表－１「北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体（物品・役務部門）」に示す自治体が共同で実施する物品・役務等に係る競争入札参加資格審査申請の注意事項などについて示したものです。

・ 表－１に示す自治体以外は共同審査では対応していませんので、受付期間や申請の方法等については各申請先自治体のホームページ等でご確認ください。

表－１　北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体（物品・役務部門）

地域	自治体数	参加自治体
石狩・空知	10	北広島市、新篠津村、夕張市、深川市、南幌町、長沼町、栗山町、浦臼町、妹背牛町、沼田町
後志	3	小樽市、ニセコ町、京極町
渡島・檜山	7	福島町、七飯町、森町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、今金町
胆振・日高	3	伊達市、日高町、新冠町
上川	7	東神楽町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、音威子府村、中川町
留萌	2	留萌市、小平町
宗谷	4	稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町
オホーツク	7	網走市、訓子府町、佐呂間町、滝上町、大空町、網走地区消防組合、斜網地区廃棄物処理組合
十勝	4	鹿追町、新得町、大樹町、幕別町
釧路・根室	1	白糠町
計	**48**	

注意

共同審査においては、共同企業体の申請受付、審査は行っておりません。共同企業体の資格審査実施の有無、申請要件、日程、受付方法等は各自治体にご確認ください。

２．物品役務の入札参加資格共同審査に申請するために必要な資格要件

① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号（以下、「政令」という。））第１６７条の４第１項（政令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

② 政令第１６７条の４第２項（政令第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

③ 納付すべき税の滞納がないこと。

④ 健康保険法(大正１１年法律第７０号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和２９年法律第１１５号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和４９年法律第１１６号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。

⑤ 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。

⑥ 希望する営業品目に関し、法令等に基づく許可、認定、登録等を必要とするものについては、当該許可、認定、登録等を有すること。

・ 上記①～⑥以外に各自治体が個別に定める資格要件について表－２に示します。

＜資格要件の特例＞

表－２において、営業年数に係る要件が設けられている場合であっても、中小企業等協同組合法(昭和２４年法律第１８１号)の規定に基づき設立された**事業協同組合**及び**企業組合**並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和３２年法律第１８５号)の規定に基づき設立された**協業組合**が次のいずれかに該当するときは、営業年数に係る資格要件は適用しない。

ア）中小企業庁（各地方経済産業局等）が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。

イ）企業組合及び協業組合にあっては、競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

表－２　自治体が個別に定める資格要件（1/3）

地域	自治体名	資格要件	
石狩・空知	北広島市	①	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	新篠津村		－
	夕張市		－
	深川市	①	役務－大分類「11廃棄物処理」-小分類「06産業廃棄物収集運搬サービス」及び小分類「08産業廃棄物処分サービス」に申請する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第4号イ～ルに該当しないこと。
		②	審査基準日において、引き続き１年以上その事業を営んでおり、審査基準日の直前１年間に、その事業に係る売上高を有していること。
	南幌町		－
	長沼町	①	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	栗山町		－
	浦臼町		－
	妹背牛町	①	道内に営業所を有すること。
		②	除雪については妹背牛町内の業者のみ。
	沼田町	①	審査基準日において、引き続き１年以上その事業を営んでおり、同日からさかのぼって１年間にその事業に係る実績を有していること。
後志	小樽市	①	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。 （個別書類については、表－１４　個別書類一覧「①申請人及び物品・役務申請概要（様式１）」参照）
	ニセコ町	①	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
		②	資本金の額が30万円以上又は従業員が3人以上であること。ただし、個人経営にあってはその限りではありません。
	京極町		－

表－２　自治体が個別に定める資格要件（2/3）

地域	自治体名	資格要件	
渡島・檜山	福島町	①	物品－大分類「４印刷・製本」のうち小分類「オフセット印刷」「フォーム印刷」「特殊印刷」「地図印刷」を希望する場合は、希望する印刷物の製造のために必要な機械器具設備を所有（リースしている場合も含む）していること。
		②	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	七飯町	①	審査基準日現在において、引き続き２年以上その事業を営んでおり、売上高を有していること。
		②	個人にあっては従業員（代表者を含む）の数が２人以上であること。
	森町	①	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	江差町		－
	上ノ国町	①	審査基準日以前に２年以上の営業期間があること。※個人事業主の場合に限る
		②	審査基準日より前２年間以内における製造、販売、役務等の事業高（営業実績）があること。
	厚沢部町		－
	今金町		－
胆振・日高	伊達市	①	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	日高町	①	審査基準日現在において、引き続きその事業を営んでいること。
		②	営業に関し、法令の規定に基づく有資格者を必要とするものについては、当該有資格者が従業員の中にいること。
		③	営業に関し、機械器具設備を必要とするものについては、当該機械器具設備を有すること。
	新冠町		－
上川	東神楽町		－
	東川町		－
	美瑛町		－
	上富良野町		－
	中富良野町		－
	音威子府村		－
	中川町		－

表－２　自治体が個別に定める資格要件（3/3）

地域	自治体名	資格要件	
留萌	留萌市	①	審査基準日において、引き続き１年以上その事業を営んでおり、売上高を有していること。
	小平町		－
宗谷	稚内市	①	稚内市の財産貸付に係る土地貸付料、埋立地貸付料又は建物貸付料を滞納していないこと。
		②	役員等が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しない者を有する者でないこと。
		③	審査基準日において、引き続き１年以上その事業を営んでおり直前１年間に事業高（営業実績）があること。
	浜頓別町		－
	中頓別町		－
	枝幸町		－
オホーツク	網走市	①	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	訓子府町		－
	佐呂間町		－
	滝上町	①	審査基準日において、引き続き１年以上その事業を営んでいること
	大空町		－
	網走地区消防組合		－
	斜網地区廃棄物処理組合		－
十勝	鹿追町		－
	新得町		－
	大樹町	①	審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
	幕別町	①	審査基準日において、法令の規定による許可、免許、登録等を得てからの営業経験が２年以上であること。
釧路・根室	白糠町		－

３．入札参加資格審査の申請について

３－１　申請の方法

・　インターネットを活用した**電子申請**により資格審査申請の受付を行いますので、表－１に示す自治体の競争入札参加資格を希望する方は、期間内に受理されるように申請してください。

・　電子申請では**北海道市町村入札参加資格共同審査システム**（以下、「システム」という。）により、複数の自治体に一括して申請を行うことができます。

・　初めてシステムを利用される方は、「３－２　システム利用申請及び電子申請入り口」に記載されているURLより利用登録を行ってください。利用登録時には本人確認のため、３ヶ月以内に発行された**「履歴事項全部証明書」（個人事業主の場合は「身分証明書」）**が必要となりますので予めご用意願います。

・　利用登録申請を行ってから数日以内にログインIDとパスワードが電子メールで通知されます。２～３日経っても通知がない場合は、お手数ですが**011-733-2322（令和7年12月1日以降は011-374-6090）**又は**kyoshin@hoctec.or.jp**までご連絡ください。

・　システムにログインし、手順に従って必要項目の入力を行い、提出書類を添付してください。添付書類のデータ形式は**「PDF形式」に限定**します。ExcelやWordなど他の形式では添付できませんのでご注意ください。

・　一般財団法人北海道建設技術センター（以下、「センター」という。）が**形式審査**を行い、申請内容や添付書類の不備が見つかった場合、申請は「不受理」となり、不受理の理由とともに、申請者に電子メールで不受理通知が届きますので、不受理の理由を確認のうえ、不備の修正を行い再申請してください。

・　形式審査とは、申請事項や証明書類等の不備や脱漏等を確認するものであり、**形式審査の通過をもって入札参加資格者名簿への登載や発注を約束するものではありません。**形式審査後、各自治体での審査を経て、入札参加資格者名簿に登載されます。各自治体での審査結果、名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

・　形式審査を通過し、申請が「受理」されると電子メールで審査完了通知が届きます。

３－２　システム利用申請及び電子申請入り口

＜北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト＞
URL：https://www.hoctec.info/kyoshin/

３－３　共同審査に関するお問い合わせ

一般財団法人　北海道建設技術センター　市町村支援課　入札参加資格審査担当

TEL：**011-374-6090**
E-mail：**kyoshin@hoctec.or.jp**
電話によるお問い合わせは、令和7年12月1日以降 9：00から17：00まで。（ 土日・祝日を除く）
メールによるお問い合わせは24時間送信可能です。

３－４　申請の流れ

・申請の流れを図－１に示します。

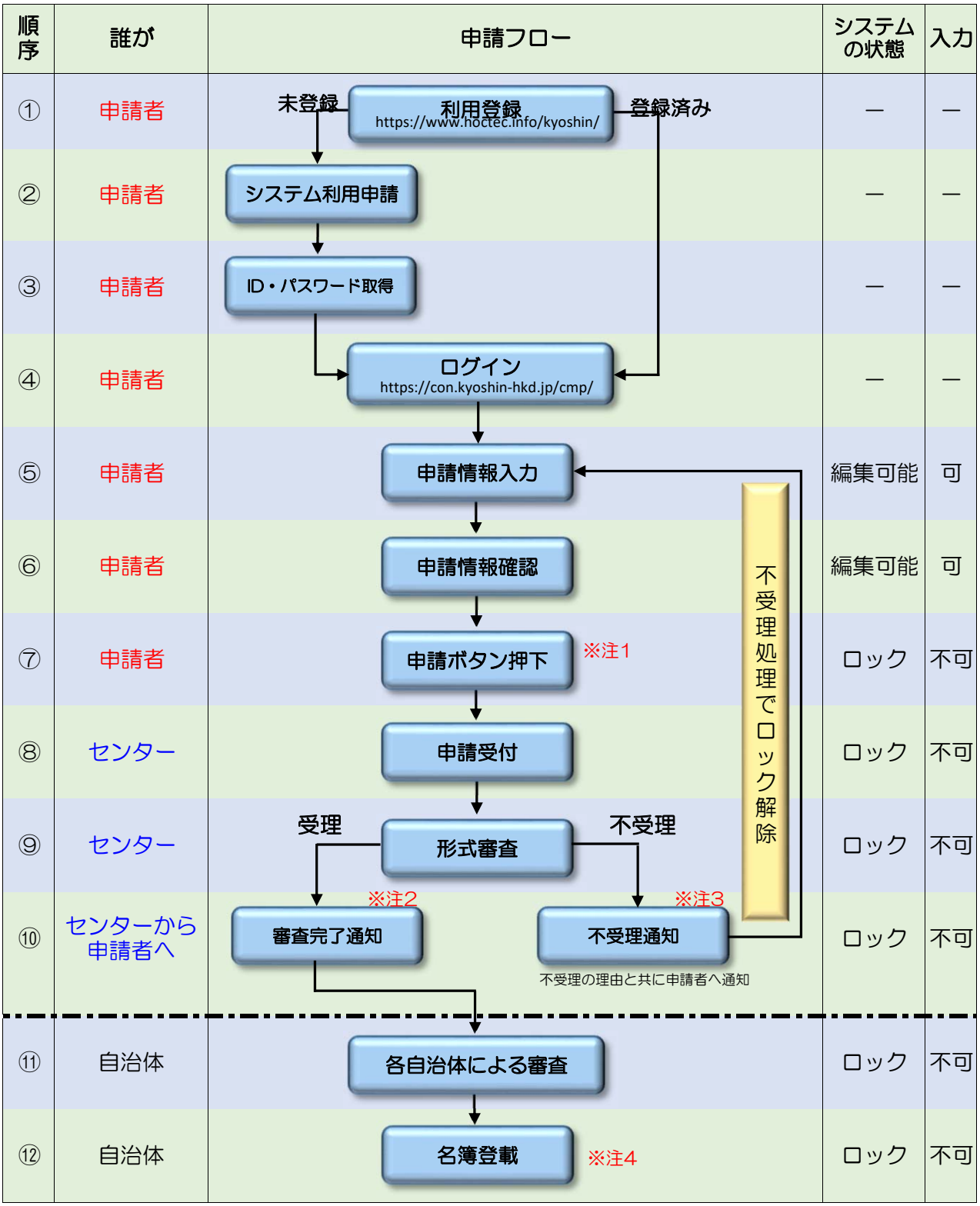

図－１　申請の流れ

【用語の定義】

申請受付・・・ 申請者が申請ボタンを押し、センターの形式審査が開始されていない状態

受理・・・ 申請内容や添付書類に不備がなく、形式審査が完了した状態

不受理・・・ 申請内容や添付書類に不備があり、修正後、再申請が必要な状態

【注意事項】

※注１　申請ボタンを押すとシステムがロックされて申請入力（修正）は出来なくなりますので、申請内容をよくご確認のうえ申請ボタンを押してください。

※注２　形式審査を通過し、申請が受理されると、それ以降もロック状態は継続され、基本的に申請内容の修正はできません。

※注３　申請内容の不備により不受理になると、ロックは解除され、申請入力（修正）が可能となります。

※注４　各自治体での審査結果によっては名簿登載とならない場合があります。名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

申請が受理された後に、申請先自治体の追加削除や営業品目の追加削除など、申請内容の修正を行いたい場合はシステム管理者に連絡し、ロック解除手続きを行ってください。

３－５　申請にあたっての注意事項

- **紙による申請は一切受け付けておりません。**インターネットによる電子申請が困難な場合は、各申請先自治体の窓口へお問い合わせください。（表－１８　自治体連絡先一覧）
- 申請にあたっては、営業所単位ではなく、本店でとりまとめるなどして、**「１申請者・１入札参加資格審査申請書」**で申請してください。
- 複数の自治体に申請する場合、自治体ごとに異なる営業所を設定することはできますが、**一つの自治体に対して、複数の営業所から申請することはできません**ので注意してください。
- 提出された書類の内容について、後日自治体から問い合わせをすることがありますので、申請いただく全ての書類の原本または写しを保管するようにしてください。
- 書類に不備又は誤記等がある場合は受付期間内に補正等をしていただかない限り、受付できません。
- 申請していただいた各項目のうち、明白かつ軽微な誤字、脱字等の不備については、補正をさせていただくことがあります。
- **申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、資格が取り消されることがあります。**
- 行政書士による代理申請も可能ですが、その場合は、必ず**【様式１４】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状**を提出してください。

３－６　申請が可能な営業品目

- 申請が可能な営業品目は表－３に示す大分類４９品目、小分類３２１品目となります。共同審査に参加する全ての自治体が共通の営業品目を使用します。

- 申請者は共同審査システム内で、表－３に示す説明・具体例を参考に希望する小分類を選択していただきます。**※説明・具体例に記載のある全ての品目等を履行できなければ選択（申請）出来ないものではありません。**

- 申請可能な営業品目のうち、**特定の営業品目に対して申請を求めていない自治体があります。表－４を確認してください。**

- 表－３に示す説明・具体例に記載されている品名・サービス等の他に、**特定の品名・サービス等（説明・具体例に記載のないもの）に対し申請する分類（大分類・小分類）を指定している自治体があります。表－５を確認してください。**※表－５に掲載されている内容はその自治体にのみ適用されるものです。掲載の無い自治体での取り扱いは各自治体へ確認してください。

- 申請が可能な営業品目数に対し、**大分類単位で上位５位まで希望順位を付けることを求めている自治体があります。表-６を確認してください。**

- 申請が可能な**営業品目数に制限を設けている自治体があります。表-７を確認してください。**※共同審査システムでの制御は有りませんのでご注意ください。

・ 説明・具体例に記載されている品名・サービス等を参考に小分類を選択（申請）します。

営業品目（物品） 大分類	小分類	説明・具体例
01　衣服・靴・かばん・寝具等	01 官公需用制服、事務用・作業用・衛生衣服	・ 警察職員制服、消防職員制服、自衛隊制服等の官公需用の制 服、医務服、白衣、事務服、上張り ジーンズ、作業服ズボン、スカート・ ズボン、前だれ（よだれ掛を除く）、ニット製衛生用衣服、ニット
	02 学校服	・ 学生服ブレザー、ジャケット、学ラン、学生服ズボン、学生服ス カート、体操着、水着
	03 外衣・シャツ（学校服、スポーツ用を除く）	・ 乳幼児服、上衣類、スカート・ズボン類、オーバーコート、レイ ンコート、ゴム引合羽、ビニル合羽
	04 帽子	・ 麦わら・パナマ類帽子、フェルト帽子、ニット帽子、皮革、毛 皮製帽子、合成皮革製帽子、帽体
	05 靴、履物（スポーツ用を除く）	・ 運動靴、サンダル、紳士用靴、婦人用靴、子供用靴、作業用 靴、靴・履物用材料
	06 手袋	・ 衣類用、作業用
	07 かばん、袋物	・ 旅行かばん、トランク、キャリーケース、書類入かばん、学生 かばん、ランドセル、リュックサック、
	08 寝具	・ 掛ぶとん、敷ぶとん、座ぶとん、かいまき
	09 その他	
02　家具・什器	01 家具・装備品	・ 和机、座机、ガスクッキングテーブル、座卓、座いす、応接 セット、学校用机、学校用いす、回転式 ベビーたんす、ロッカーたん す、棚・戸棚、音響機器用キャビネット、げた箱、鏡台、傘立、アイ ロン ラ ックス、火ばち（木製のもの）、電話台、裁縫箱、人形ケー ス（木枠のもの）、はえ帳（木製）、長 竹・籐 製家具、ミシン テーブル（脚を除く）、洗面化粧台、ベッド、二段ベッド、ベビー ベッ
	02 その他	
03　室内装飾品	01 敷物、カーテン、帆布製品	・ じゅうたん カーテン、帆布製品
	02 建具	・ 雨戸、格子、障 除く）、網戸、ドア、ふすま （骨、縁を含む）、よ カーテンロッド、日おい、カーテン部品・附属品、アルミニウ たて（掛
	03 畳	・ 畳、畳
	04 その他	
04　印刷・製本	01 オフセット印刷	
	02 フォーム印刷	
	03 特殊印刷	
	04 地図印刷	
	05 製本	
	06 その他	
	01 軽乗用車	
	02 乗用車	・ 小型乗
	03 軽トラック	
	04 トラック	・ 小型ト
	05 バス	小型

・ 大分類毎に小分類”その他”があります。”その他”を選択した場合、具体的な品名等を申告することが出来ます。
”その他”は、説明・具体例に掲載されておらず、どの小分類にも属さないものを申請する場合に使用してください。

図－２　　表-3申請可能な営業品目より抜粋

表-3　申請が可能な営業品目一覧表（物品）

営業品目（物品）		説明・具体例	【参考】証明書等
大分類	小分類		
01　衣服・靴・かばん・寝具等	01 官公需用制服、事務用・作業用・衛生衣服	・警察職員制服、消防職員制服、自衛隊制服等の官公需用の制 服、医務服、白衣、事務服、上張り、割ぼう着、助産着、エプロン、美容衣、看護衣、つなぎ服、ジーンズ、作業服ズボン、スカート・ ズボン、前だれ（よだれ掛を除く）、ニット製衛生用衣服、ニット 製事務用衣服、ニット製作業服	
	02 学校服	・学生服ブレザー、ジャケット、学ラン、学生服ズボン、学生服ス カート、体操着、水着	
	03 外衣・シャツ（学校服、スポーツ用を除く）	・乳幼児服、上衣類、スカート・ズボン類、オーバーコート、レイ ンコート、ゴム引合羽、ビニル合羽等	
	04 帽子	・麦わら・パナマ類帽子、フェルト帽子、ニット帽子、皮革、毛 皮製帽子、合成皮革製帽子、帽体	
	05 靴、履物（スポーツ用を除く）	・運動靴、サンダル、紳士用靴、婦人用靴、子供用靴、作業用 靴、靴・履物用材料	
	06 手袋	・衣類用、作業用	
	07 かばん、袋物	・旅行かばん、トランク、キャリーケース、書類入かばん、学生 かばん、ランドセル、リュックサック、ショルダーバッグ、ゴルフ バッグ、皮革製ケース、袋	
	08 寝具	・掛ぶとん、敷ぶとん、座ぶとん、かいまき	
	09 その他		
02　家具・什器	01 家具・装備品	・和机、座机、ガスクッキングテーブル、座卓、座いす、応接 セット、学校用机、学校用いす、回転式いす、折りたたみいす、洋 服たんす、整理たんす、和たんす、ベビーたんす、ロッカーたん す、棚・戸棚、音響機器用キャビネット、げた箱、鏡台、傘立、アイ ロン台、ハンガー掛、張板（洗張用）、こたつ板・こたつやぐら、カ ラーボックス、火ばち（木製のもの）、電話台、裁縫箱、人形ケー ス（木枠のもの）、はえ帳（木製）、長持、へら台、育児用家具（ベ ビーベッドを除く）、コート掛、竹・籐・きりゅう製家具、ミシン テーブル（脚を除く）、洗面化粧台、ベッド、二段ベッド、ベビー ベッド、ソファーベッド	
	02 その他		
03　室内装飾品	01 敷物、カーテン、帆布製品	・じゅうたん、カーペット、カーテン、帆布製品	
	02 建具	・雨戸、格子、障子、欄間（銘板を除く）、網戸、ドア、ふすま （骨、縁を含む）、よろい戸、ブラインド、カーテンロッド、日おい、カーテン部品・附属品、アルミニウム製サッシ・ドア、シャッタ、びょうぶ、衣こう、すだれ、ついたて（掛軸、掛地図を含む）	
	03 畳	・畳、畳床、花むしろ、ござ	
	04 その他		
04　印刷・製本	01 オフセット印刷		
	02 フォーム印刷		
	03 特殊印刷		
	04 地図印刷		
	05 製本		
	06 その他		
05　車両・鉄道車両・航空機・船舶	01 軽乗用車		
	02 乗用車	・小型乗用車、普通乗用車	
	03 軽トラック		
	04 トラック	・小型トラック、普通トラック、トラック（けん引車）（シャシーを 含む）、トレーラ	
	05 バス	・小型バス、大型バス	
	06 救急車		・高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証
	07 消防車		
	08 雪上車・除雪車		
	09 特別用途車（救急車、消防車、雪上車・除雪車を除く）	・パトロールカー、霊きゅう車、塵芥収集車、宣伝車、無線車、ガソリンタンク車、コンクリートミキサー車、散水車、給水車、工 作車、ダンプカー、クレーン付トラック、四輪バギー、スノーモビ ル、ゴルフカート、林内作業車等農耕作業用自動車	
	10 電気自動車		
	11 二輪自動車		
	12 自転車（部分品、附属品を含む）		
	13 自動車タイヤ（二輪自動車用を含む）		
	14 自動車部品、附属品（二輪自動車部品を含み、中古品を除く）	・カーステレオ、カーエアコン、カーヒータ、カーナビゲーショ ン、ETC車載器、ドライブレコーダー、自動車用電球（LEDラン プを除く）、自動車用LEDランプ、自動車・二輪自動車用電気照 明器具（LED器具を除く）、自動車用鉛蓄電池（二輪自動車用を 除く）、その他の自動車部品、附属品	
	15 鉄道車両・鉄道車両部品・軌道用品	・鉄道車両、台わく、弁装置、動力逆転ギヤ、動輪、機関車用 車輪、ブレーキ装置、ジャンバ連結器、ドア、 ブレーキ装置、ジャ ンバ連結器、ドア	
	16 航空機	・航空機、ヘリコプター、航空機部分品、補助装置	・航空機製造事業許可証
	17 船舶	・船舶、船体ブロック、舟艇、舶用ボイラ、舶用蒸気タービン、舶用機関の部分品、取付具、附属品	・造船施設又は設備の許可証又は登録証 ・造船業開始届出書 ・小型船造船業登録済証 ・船舶用推進機関の製造業の開始届 ・船舶用ボイラーの製造業の開始届
	18 その他		
06　燃料・ガス・油脂・電力	01 揮発油・灯油・軽油・重油	・ガソリン	・石油製品販売業開始届出書 ・揮発油販売業者登録通知書 ・危険物取扱所設置許可書
	02 液化石油ガス（LPG）	・プロパンガス、自動車用LPガス（オートガス）、カートリッジ式ガスボンベ、工業用、電力用、都市ガス用液化石油ガス	・液化石油ガス販売業登録済証 ・高圧ガス販売事業届出書 ・高圧ガス製造許可証
	03 石炭、亜炭	・一般炭、無煙炭、れき（瀝）青炭、石灰水洗、石炭選炭、褐炭 （亜炭を除く）、亜炭	
	04 コークス		
	05 電気		・特定規模電気事業届出書 ・小売電気事業登録証
	06 その他		

表-3　申請が可能な営業品目一覧表（物品）

営業品目（物品）		説明・具体例	【参考】証明書等
大分類	小分類		
07　産業用機械	01 農業・林業用機械器具	・ 動力耕うん機、歩行用トラクタ（エンジンなしのもの及び ガーデントラクタを含む）、農業用トラクタ、噴霧機、散粉機、田 植機、農業用乾燥機、コンバイン、飼料機器、その他の農業用機 械、林業用機械器具	
	02 漁業機械		
	03 建設用機械、鉱山用機械	・ ショベル系掘削機械、掘さく機（ショベル系を除く）、クレー ン、整地機械、アスファルト舗装機械、コンクリート機械、基礎工 事用機械、せん孔機、建設用トラクタ、ショベルトラック、さく岩 機、破砕機（補助機を含む）、摩砕機、選別機（補助機を含む）、そ の他の建設機械、鉱山機械	
	04 金属加工機械	・ 金属工作機械、圧延機械、同附属装置、液圧プレス、機械プ レス、せん断機（シャーリングマシン）、鍛造機械、その他の金属 加工機械	
	05 木材加工機械	・ 製材機械、木材加工機械、合板機械（繊維板機械を含む）	
	06 ポンプ、圧縮機	・ ポンプ、同装置、空気圧縮機、ガス圧縮機、送風機、油圧・空 圧機器	
	07 冷凍機、温湿調整装置	・ 冷凍機、冷凍・冷蔵用ショーケース（冷凍陳列棚を含む）、冷 凍・冷蔵ユニット、その他の冷凍機、温湿調整装置	
	08 弁、同附属品	・ 高温・高圧バルブ、自動調整バルブ、給排水用バルブ・コッ ク、一般用バルブ・コック	
	09 ガス機器、石油機器（厨房機器を除く）	・ 暖房用ガス機器、石油機器、調理用ガス機器、石油機器、ガ ス風呂釜、ガス湯沸器	
	10 ドローン		
	11 除雪機		
	12 その他		
08　電気機器	01 調理用電気機械器具（家庭用）	・ 電気炊飯器、電子レンジ、電気冷蔵庫、食器洗い乾燥機、 クッキングヒーター、電気こんろ、電気なべ、電気ポット、トース タ、ホットプレート、電気オーブン、ジューサ（ミキサを含む）、 コーヒーメーカー、クッカー、食器乾燥機、餅つき機、ディスポー ザ、卓上型電磁調理器	
	02 設備用電気機械器具	・ 換気扇、電気温水器、自然冷媒ヒートポンプ式給湯器、電気 温水洗浄便座（暖房便座を含む）、電気照明器具、火災報知設 備、ガス警報器、空気清浄機、家庭用タイムスイッチ、懐中電灯	
	03 冷暖房用電気機械器具	・ 扇風機、家庭用エアコンディショナ、その他の冷暖房用電気 機械器具、 電気こたつ、電気ストーブ、電気カーペット、電気温 風暖房機、電気毛布、冷風扇、空気清浄機、加湿器、除湿器	
	04 家事用電気機械器具	・ 電気洗濯機、電気掃除機、電気アイロン、ハンドクリーナ、床 みがき機、衣類乾燥機、ふとん乾燥機、ズボンプレッサ	
	05 電球、ランプ	・ 電球、蛍光ランプ、LEDランプ	
	06 その他		
09　映像・音響機器	01 カメラ・映画用機械器具	・ カメラ、デジタルカメラ、カメラ用レンズ、写真機関連器具、 部分品、取付具、附属品 ・ 映画用撮影機、映写機、スライド映写機、映画現像装置、映 画焼付機、映画編集整理装置、映画仕上装置、映画現像測定装 置、映画録音装置、ランプハウス、サウンドヘッド、映写スクリー ン、幻灯機	
	02 音響機械器具	・ ステレオセット、CDプレーヤ、MDプレーヤ、ハイファイ用ア ンプ、スピーカシステム、マイクロホン、イヤホン、ヘッドホンステ レオ、デジタルオーディオプレーヤ、テープデッキ、拡声装置、 ジュークボックス、レコードプレーヤ、カラオケ（CD又はミュー ジックテープ用）、ICレコーダ、AIスピーカー、地上デジタル・B S・CS等チューナー・アンテナ	
	03 その他		
10　通信機器	01 携帯電話機	・ スマートフォン、フィーチャーフォン（ガラケー）、簡易型携帯 電話機（PHS）、携帯電話・スマートフォン用充電器、SIMカード	
	02 電話機・ファクシミリ	・ 携帯電話機、標準電話機、多機能付電話機、コードレスホ ン、ファクシミリ	
	03 携帯用通信装置（可搬用を含む）	・ トランシーバ	
	04 その他		
11　電子計算機・周辺機器	01 電子計算機、同周辺機器（プリンターを除く）	・ パーソナルコンピュータ（デスクトップ型）、パーソナルコン ピュータ（ノートブック型、タブレット型）、SDメモリカード、メモ リスティック、コンパクトフラッシュ、光磁気ディスク（MO、MD 等）、CD－R／RW、DVD－R／RW、BD－R／RE、フレキシブ ルディスク（フロッピーディスク）、ストレージ用磁気テープ（LTO テープ等）、録音用テープ、録画用テープ、ハードディスクドライ ブ（HDD）、フロッピーディスクドライブ（FDD）、CD-ROMドライブ、DVD-ROMドライブ、ブルーレイドライブ、USBメモリ、フ レキシブルディスク装置、電子計算機用外付け液晶ディスプレ イ、モニター、PC、パソ	
	02 プリンター	・ インクジェットプリンター、レーザプリンター、活字インパクト プリンター	
	03 ソフトウェア（ゲームソフトウェアを除く）	・ 事業用ワープロソフト（情報記録物）、事業用表計算ソフト （情報記録物）、事業用グラフィックソフト（情報記録物）、財務管 理ソフト（情報記録物）、給与計算ソフト（情報記録物）、事業用オ ペレーティングシステムソフトウェア（情報記録物）、事業用ミド ルウェア（情報記録物）、事業用アンチウイルスソフト（情報記録 物）	
	04 その他		
12　理化学・計測・光学機器	01 体積計	・ 積算体積計、ます、化学用体積計、計量米びつ、メスフラス、ピペット	・特定計量器販売事業届出書 ・特定計量器製造事業届出書
	02 分析機器	・ 吸収分光分析装置、発光分光分析装置、比色計、電磁気分析装置、クロマト分析装置、蒸留・分離装置、元素分析装置、熱分析装置、ガス分析機器装置、電気化学分析装置	・特定計量器販売事業届出書 ・特定計量器製造事業届出書
	03 測量機械器具	・ ジャイロ計器、磁気コンパス、測角測量機、水準測量機、距離測量機、写真測量機	・特定計量器販売事業届出書 ・特定計量器製造事業届出書
	04 理化学機械器具	・ 研究用機器（化学機器、物理学機器、気象観測機器等）、教育用機器（物理、化学博物実験機器、数学機器等）、天文機器（天体写真機、天頂儀、子午儀等）、地球物理学機器（重力計、磁力計等）	・特定計量器販売事業届出書 ・特定計量器製造事業届出書
	05 その他の計量器、理化学機械器具、光学機械器具	・ 一般長さ計、光度計、光束計、照度計、屈折度計、公害計測器	・特定計量器販売事業届出書 ・特定計量器製造事業届出書
	06 その他		
13　医療・介護・福祉用機器	01 医療用機器	・ 医療用機械器具・装置、歯科用機械器具・装置、X線装置（医科・歯科用）、X線装置（医用CT装置）、医療用電子応用装置、健康管理機器、生体検査機器、検体検査機器	・高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証 ・管理医療機器販売業届出書 ・医療機器製造販売業許可証 ・医療機器製造業許可証
	02 介護用機器		
	03 その他		

表-3　申請が可能な営業品目一覧表（物品）

営業品目（物品）		説明・具体例	【参考】証明書等
大分類	小分類		
14　薬品	01 医薬品	・ 医家・薬局向け医薬品（医薬品製剤、ワクチン、血清、保存血液、生薬・漢方）	・医薬品販売業許可証 ・医薬品製造業許可証 ・医薬品製造販売業許可証 ・毒物劇物販売業登録票 ・毒物劇物輸入業登録票毒物劇物製造業登録票 ・麻薬卸売業者免許証 ・麻薬小売業者免許証 ・麻薬大麻取扱者免許証 ・放射線同位元素販売業許可証 ・薬局開設許可証 ・覚醒剤原料取扱者の指定
	02 要指導・一般用医薬品	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和3 5年法律第1 45号）」（薬機法）に定める要指導医薬品及び一般医薬品（医師の処方箋によるものを除く） ・ 感冒薬、胃腸薬、漢方薬、外傷・皮膚病薬	・医薬品販売業許可証 ・薬局開設許可証
	03 医薬部外品	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」に定める医薬部外品 ・ あせも・ただれ用剤、ビタミン剤、外用消毒剤	・医薬部外品製造業許可証 ・医薬部外品製造販売業許可証
	04 圧縮ガス、液化ガス	・ 酸素ガス（液化酸素を含む）、水素ガス、窒素、ネオンガス、アルゴンガス、混合ガス、精製ガス	・高圧ガス販売事業届出書 ・高圧ガス製造許可証 ・液化石油ガス販売事業登録証
	05 工業薬品	・ か性ソーダ、液体塩素、塩酸、塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸ナトリウム、重炭酸ナトリウム、さらし液、塩素ガス、塩酸ガス	・毒物劇物販売業登録票
	06 農薬	・ 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、植物成長調整剤、混合農薬、展着剤	・農薬販売届 ・毒物劇物販売業登録票
	07 融雪剤		
	08 凍結防止剤		
	09 その他		
15　医療用品、衛生用品	01 医療用品、衛生用品	・ ガーゼ、包帯、脱脂綿、大人用紙おむつ、子供用紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ペーパータオル、ウェットティッシュ、絆創膏、眼帯、三角きん、綿棒、コンタクトレンズの保存液・洗浄液、入れ歯洗浄剤、入れ歯安定剤、水まくら、氷のう、コンドーム	
	02 その他		
16　文具・事務用機器	01 事務用機械器具	・ 金庫、金銭登録機（レジスタ）、加算機、計算機、電子式卓上計算機、電子手帳、電子辞書、タイプライタ、タイムレコーダ、タイムスタンプ、謄写機、あて名印刷機、マイクロ写真機、チェックライタ、作業記録機、穿孔機、小包区分機、分類機、郵便集配機、印押機、オフセット印刷機（B3判未満）、硬貨計算機、小切手記入機、抹消機、シュレッダ、電動ステープラ、製図機械、電動穴あけ機	
	02 複写機（消耗品、附属品を含む）	・ デジタル式複写機、フルカラー複写機、複合機、消耗品（トナーカートリッジ、ドラム、ステープル針等）、附属品	
	03 印章		
	04 文房具・事務用品（印章を除く）	・ 鉛筆、万年筆、シャープペンシル、ボールペン、蛍光ペン、サインペン、フェルトペン、水彩絵具、クレヨン、パステル、毛筆、画筆、油絵具、絵画用木炭、パレット、図案・製図用具（定規、コンパス、製図板、T定規、三角定規等）、事務用のり、工業用のり、計算尺、そろばん、謄写版、ステープラ（ホッチキス）、筆箱、すずり箱	
	05 用紙	・ 非塗工印刷用紙、塗工印刷用紙、特殊印刷用紙、複写原紙、フォーム用紙、PPC（普通紙複写機）用紙、情報記録紙	
	06 紙製品・段ボール	・ 帳簿類、事務用書式類（伝票、領収書、複写簿、請求書、仕切書等）、事務用紙袋（封筒、事務用角底袋等）、ノート類（学習帳、レポート用紙等）、手帳、メモ帳、原稿用紙、方眼紙、図画用紙、段ボール	
	07 その他		
17　厨房機器	01 流し台、調理台、ガス台	・ システムキッチン	
	02 厨房機器	・ 食器洗浄・消毒用機器、給湯関係器、業務用冷凍・冷蔵庫、その他業務用厨房機器	
	03 厨房用品	・ 給食用食器、給食用調理器具	
	04 その他		
18　土木・建設・建築材料	01 木材、竹材		
	02 セメント		
	03 コンクリート製品	・ 遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、遠心力鉄筋コンクリート柱（ポール）、遠心力鉄筋コンクリートくい（パイル）、コンクリート管（遠心力鉄筋コンクリート管を除く）、コンクリートブロック、道路用コンクリート製品、プレストレストコンクリート製品等	
	04 舗装材料	・ れき青乳剤、舗装用ブロック	
	05 砂、砂利、玉石	・ 砂、砂利、玉砂利、玉石	・採石業登録通知書
	06 鋼材	・ 普通鋼熱間圧延鋼材、普通鋼冷間仕上鋼材、普通鋼鋼管、特殊鋼熱間圧延鋼材、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鋼管、亜鉛鉄板、ブリキ、針金、鍛工品、ブリキ缶、その他のめっき板製品、建設用金属製品、製缶板金製品、金属線製品、普通鋼鋼線、金属製スプリング	
	07 その他		
19　警察用品	01 警察用品		
	02 その他		

表-3　申請が可能な営業品目一覧表（物品）

営業品目（物品）		説明・具体例	【参考】証明書等
大分類	小分類		
20　消防・防災・防犯用品	01　消防用ホース・ポンプ		
	02　避難器具		
	03　救助器具		
	04　防火服・防護服・防護具（各種ヘルメットを含む）		
	05　消火器・化学消火薬剤		・毒物劇物販売業登録票
	06　消防用品		
	07　防災用品		
	08　災害用備蓄食糧		
	09　保安用品		
	10　防犯用品		
	11　その他		
21　図書	01　図書（電子書籍含む）	・　紙媒体の雑誌、紙媒体の書籍、電子書籍	
	02　映像・音楽ソフト（情報記録物）	・　販売するために制作・複製された映像ソフトのうち、DVDなどの情報記録物に記録されたもの。 ・　販売するために制作・複製された音楽、音響、音声のうち、CD等の情報記録物に記録されたもの	
	03　地図		
	04　その他		
22　運動用品	01　スポーツ用品	・　スキー服、スケート服、狩猟服、乗馬服、登山服、野球ユニホーム、競泳着、トレーニングウェア上衣、ユニホーム上衣、スキーウェア上衣、レオタード、水着・海水パンツ、登山靴、スキー靴、スケート靴、ゴルフ靴、スパイク靴、バレエ靴、スポーツ用皮手袋、野球ボール、ソフトボール、グローブ、ミット、バット、バスケットボール・バレーボール・ラグビー・サッカー用具、テニス・卓球・バドミントン用具、ゴルフ用具、スキー用具、釣道具、同附属品	
	02　武道用品		
	03　スポーツ用機器		
	04　遊具		
	05　その他		
23　学校教材	01　教材・教育機器		
	02　保育用教材		
	03　その他		
24　楽器	01　楽器		
	02　その他		
25　農業・園芸用品	01　農業用器具（農業用機械を除く）	・　くわ、すき、かま、マニアホーク、移植こて、まぐわ、ホー、大がま、耕作用具、養蚕用機器・養きん用機器・養蜂機器（金属製）、農業用はさみ	
	02　肥料	・　有機肥料（骨粉肥料、魚肥、海産肥料、植物かす肥料、バーク堆肥、おがくず等）、化学肥料、園芸用土	・肥料販売業務開始届出書
	03　飼料	・　配合飼料（動物性・植物性たん白質混合飼料、フィッシュソリュブル吸着飼料等）、単体飼料（貝殻粉飼料、酵母飼料、魚粉飼料、羽毛粉飼料等）	・飼料販売業者届出書
	04　種苗、球根、花、植木	・　稲作共同育苗、庭園樹苗木、街路樹苗木、かんきつ苗木、野菜種苗、花き種苗、緑肥作物種子	
	05　その他		
26　水道用品	01　水道メーター		
	02　上下水道用機器（水道メーターを除く）		
	03　その他		
27　看板・旗・標識・記章	01　看板、標識機、展示装置	・　道路標識、広告塔、アドバルーン、電光表示器、ネオンサイン	
	02　懸垂幕、横断幕		
	03　旗・国旗・のぼり旗		
	04　徽章・記章・バッジ・ワッペン		
	05　その他		
28　日用雑貨	01　時計		
	02　日用雑貨、荒物（厨房用品を除く）	・　台所用品、食卓用品（食器含む）、浴槽、洗面器、手洗器、はし（木・竹製）、魔法瓶、魔法瓶ケース（ジャー、ジャーケースを含む）、容器、清掃用品、ろうそく、マッチ	
	03　金物類	・　刃物類、工具、手道具、土工用具（園芸用を含む）、建築用金物等	
	04　塗料		
	05　生ごみ処理装置		
	06　その他		
29　食糧品	01　飲料	・　炭酸飲料、ジュース、コーヒー飲料（ミルク入りを含む）、茶系飲料、ミネラルウォーター、その他の清涼飲料、牛乳、乳飲料、乳酸菌飲料	・食品営業許可証 ・食品衛生許可証
	02　茶類（葉、粉、豆などのもの）	・　荒茶、緑茶（仕上茶）、紅茶（仕上茶）、コーヒー、その他茶類	・食品営業許可証 ・食品衛生許可証
	03　料理品（他から仕入れたもの又は作り置きのもの）	・　惣菜、すし、弁当、おにぎり、調理パン、サンドイッチ等	・食品営業許可証 ・食品衛生許可証
	04　給食用材料		・食品営業許可証 ・食品衛生許可証
	05　その他		

表-3　申請が可能な営業品目一覧表(物品)

営業品目(物品)		説明・具体例	【参考】証明書等
大分類	小分類		
30　贈答品	01 カップ・トロフィー・表彰楯		
	02 各種啓発用品・名入れ用品(ノベルティ)(文房具特注品)		
	03 各種啓発用品・名入れ用品(ノベルティ)(雑貨)		
	04 贈答用品		
	05 その他		
31　その他の物品	01 選挙用品・機器		
	02 指定ごみ袋		
	03 その他		
32　不用品買受け	01 鉄スクラップ	・ 鉄スクラップ(鉄くず)	・古物商許可証 ・金属くず商の許可証(都道府県が条例で定めている場合)
	02 非鉄金属スクラップ	・ 非鉄金属スクラップ(銅線くず、亜鉛板くず、くず鉛など)	・古物商許可証
	03 古紙	・ 古紙(紙くず)	・古物商許可証
	04 車両、鉄道車両、航空機、船舶		・古物商許可証
	05 電力		・特定規模電気事業届出書 ・小売電気事業登録証
	06 その他		

表-3 申請が可能な営業品目一覧表(役務)

営業品目(役務)		説明・具体例	【参考】証明書等
大分類	小分類		
01 デザイン・広告・イベント	01 デザインサービス	・受託により、ロゴタイプ、シンボルマーク、ポスター、本、カタログ、パンフレットなどをデザインするサービス ・受託により、ウェブサイト、アプリケーションソフトウェア、その他のデジタル メディアのインターフェースをデザインするサービス	
	02 著述・芸術作品の制作サービス	・他者からの受託により、著述・芸術作品を作成するサービス	
	03 新聞広告・雑誌広告サービス	・広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、主として新聞・雑誌を広告媒体として行う広告サービス	
	04 テレビ広告・ラジオ広告サービス	・広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、主としてテレビ・ラジオを広告媒体として行う広告サービス	
	05 屋外広告サービス(交通広告サービスを除く)	・広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、交通機関の施設を除く、広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどを利用して行う広告サービス	・屋外広告業登録通知書
	06 交通広告サービス	・広告代理店等により提供される、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択などの総合的なサービスのうち、鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅、空港などの交通機関の施設を利用して行う広告サービス	・屋外広告業登録通知書
	07 ポスティングサービス	・広告代理店や広告主等から依頼を受けて、チラシやポケットティッシュ、小冊子等を住宅や企業等に配布するサービス	
	08 印刷物の企画編集		
	09 イベント企画・運営等サービス	・主に販売促進、教育啓もう、情報伝達等を目的として、会議や展示会、博覧会等の各種イベントに係る企画、設営、運営等を一貫して請け負うサービス。商業施設や文化施設、イベントなどの展示等に係る調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工監理を一貫して請け負い、これらの施設の内装、外装、展示装置、機械設備(音響、映像等)等を総合的に構成演出するサービスは本分類に含まれる。	
	10 会場設営		
	11 音響・舞台照明等関連業務		
	12 その他		
02 映像・写真・図面等製作	01 映画の制作・配給サービス	・外部からの委託を受けて映画を制作し、又は映画制作に係る技術業務を行うサービス ・映画を制作し、映画館等に配給するサービス	
	02 番組・コマーシャルの制作サービス	・外部からの委託を受けてテレビ番組を制作し、又はテレビ番組制作に係る技術業務を行うサービス ・外部からの委託を受けてテレビCM、劇場広告、インターネット広告、屋外広告などに使用される動画広告を制作するサービス	
	03 その他の映像制作サービス	・映像制作サービスのうち、他に分類されないもの。外部からの委託を受けてビデオ(DVD)用映像、インターネット配信用映像その他の映像著作物(企業や官公庁等のPRビデオ、博物館などの上映を行わない資料映像等を含み、動画広告を除く。)を制作し、又は映像制作に係る技術業務を行うサービスは本分類に含まれる。	
	04 写真撮影サービス	・写真撮影を行い(自動証明写真撮影機による撮影を含む。)、パスポート用など様々な形式での証明写真又はそのデジタル画像を作成するサービス ・写真撮影を行い、学校の集合写真や学校行事等の写真又はそのデジタル画像を作成するサービス ・写真撮影を行い、広告、マーケティング、広報、説明用資料、教材、出版物等に掲載する写真又はそのデジタル画像を作成するサービス	
	05 写真プリント・現像・焼付(DPE)サービス	・電子媒体・ネガフィルム等からの写真の現像、CD等の電子媒体へのデータの書き込み、フォトブックの作成等を実施するサービス	
	06 地図・地理情報の作成・提供サービス	・既存の公共測量等の成果又は自ら実地調査を行って得た情報等を活用して地図・地理情報を作成し、提供するサービス。他社からの受託により地図を作成するサービスは本分類に含まれる。	
	07 航空写真撮影サービス		
	08 その他		
03 調査・測定業務	01 市場調査・世論調査・社会調査サービス	・委託による市場調査・世論調査・社会調査の実施、経済・社会一般に関するシンクタンク業務などを行うサービス。ただし、経営コンサルティングなど課題に対する解決策の提案や助言、当該解決策の実行の支援などを行うサービスは、事業者向けコンサルティングに分類される。	
	02 土地家屋調査士サービス	土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が行うサービスのうち、・土地・建物の調査、測量及び測量図の作成を行うサービス・不動産の表示に関する登記に係る相談、調査、書類作成及び登記の代理を行うサービス ・筆界特定に係る相談、調査、書類作成及び申請の代理を行うサービス	
	03 不動産鑑定評価・同関連サービス	・不動産鑑定評価基準(平成26年国土交通省)にのっとった鑑定評価又は不動産鑑定評価基準にのっとらない価格等調査に関するサービス ・官公庁(国、地方自治体)からの依頼により、地価公示、都道府県地価調査、固定資産税評価及び相続税路線価評価のための土地鑑定評価を行うサービス ・課税の変動率等の調査、市場調査、不動産の利活用の調査、事業に伴う補償等の調査、固定資産の時点修正率等の調査、鑑定人としての業務及びその他の不動産の調査分析相談業務に関するサービスは本分類に含まれる。	・不動産鑑定業者登録通知書
	04 環境計量証明サービス	・ばい煙、粉じん、自動車排気ガス、悪臭等の大気中の物質の濃度を計量し、証明するサービス ・河川、湖沼の沿岸地域等の公共用水域への排水に含まれる物質の濃度を計量し、証明するサービス ・水底の堆積物等を含む土壌中の物質の濃度を計量し、証明するサービス ・事業活動や建設工事等に伴って発生する騒音・振動を計量し、証明するサービス ・作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号)に基づき、有害な業務として指定された作業場における空気中の粉じん、放射性物質、鉛、有機溶剤の濃度を計量し、証明する作業環境証明サービス ・多数の者が使用・利用する施設内の空気を計量し、証明する建物内証明サービス ・多数の者が使用・利用する施設内の飲料水の性質を計量し、証明する建物内証明サービス ・その他の環境計量証明サービス	・計量証明事業者登録証(濃度) ・計量証明事業者登録証(音圧レベル) ・計量証明事業者登録証(振動加速度レベル) ・計量証明事業登録証(特定濃度) ・建築物空気環境測定業登録証明書 ・建築物飲料水水質検査業登録証明書 ・建築物環境衛生総合管理業登録証明書
	05 都市計画・交通関係調査		
	06 理化学検査		・衛生検査所登録証明書
	07 事業者向けコンサルティング(各種行政計画等策定調査・支援業務を含む)	・経営コンサルティングなど、課題に対する解決策の提案や助言、当該解決策の実行の支援などを行うサービスのうち、他に分類されないもの。なお、当該解決策を実行するサービスは含まれない。 ・経営コンサルティング、戦略コンサルティング、業務コンサルティング、組織・人事コンサルティング、ITコンサルティング	
	08 文化財関係調査		
	09 その他		

表-3 申請が可能な営業品目一覧表(役務)

営業品目(役務)		説明・具体例	【参考】証明書等
大分類	小分類		
04 通信サービス・ソフトウェア開発	01 ネットワーク関連サービス	・事業者向けネットワーク・専用サービス ・サーバーハウジングサービス ・サーバーホスティングサービス ・ICT基盤共用サービス ・ICTアプリケーション共用サービス	
	02 ソフトウェアの受注制作サービス	・他者からの委託により、ソフトウェア(組込みソフトウェアを除く。)を制作するサービス。システムインテグレーションサービスは本分類に含まれる。 ・情報通信機械器具、輸送用機械器具、家庭用電気製品等に組み込まれ、機器の機能を実現するためのソフトウェアを制作するサービス	
	03 受注ソフトウェアに係る保守・運用サービス	・受注制作により作成されたソフトウェアに係る保守サービス。技術サポートやユーザートレーニングなどのアフターサービス、ソフトウェアのアップグレードサービスは本分類に含まれる。	
	04 情報処理サービス(他に分類されるものを除く)	・外部からの委託により行う情報処理業務(データエントリーなど)や学術研究における分析代行処理業務などのサービス	
	05 情報提供サービス	・各種のデータを収集・加工・蓄積し、情報として提供するサービス	
	06 システム等管理運営サービス	・ユーザーの情報処理システム、ネットワーク、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス	
	07 その他		
05 賃貸借・リース・レンタル	01 産業機械のリース・レンタル	・産業機械をリース・レンタルするサービス ・工作機械をリース・レンタルするサービス ・土木・建設機械をリース・レンタルするサービス	
	02 医療用機器のリース・レンタル		・高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証 ・管理医療機器販売業・貸与業届出書 ・医療機器修理業許可証
	03 通信機器・同関連機器のリース・レンタル		
	04 電子計算機・同関連機器のリース・レンタル		
	05 事務用機器のリース・レンタル		
	06 自動車のリース・レンタル		・自家用自動車有償貸渡許可証
	07 福祉用具のレンタル		
	08 寝具・おむつのリース・レンタル		
	09 仮設ハウス・仮設事務所・仮設校舎・仮設トイレのリース・レンタル	・仮設ハウス・仮設事務所・仮設校舎・仮設トイレ等をリース・レンタルするサービス	
	10 植物のリース・レンタル		
	11 その他		
06 建物設備保守・点検・管理等	01 電気通信設備保全管理(自家用電気工作物保全管理を除く)		
	02 空調設備保全管理		
	03 消防設備保全管理		
	04 昇降設備保全管理		
	05 自動ドア設備保全管理		
	06 ボイラー設備保全管理		
	07 自家用電気工作物保全管理		
	08 上水道供給サービス(水道用水供給サービスを除く)	・水道管その他の設備をもって人の飲用に適する水を供給するサービス。 ・浄水場施設の運転、保守、点検及び水道の管路施設の清掃、調査、点検、補修などを一括して受託するサービスは本分類に含まれる。	
	09 下水処理サービス	・排水管、排水渠その他の排水施設をもって下水を排除し、処理施設及びポンプ施設をもって下水を処理するサービス。下水処理場の運転、保守、点検及び下水道の管路施設の清掃、調査、点検、補修などを一括して受託するサービスは本分類に含まれる。	・下水道処理施設維持管理業者登録証明書
	10 ごみ処理施設・汚泥再生処理施設保全管理		
	11 その他		
07 道路公園体育施設等保守・点検・管理	01 道路清掃(道路付属清掃を含む)・除草・草刈		・産業廃棄物収集・運搬業許可証
	02 街路灯保守・点検・管理		
	03 河川・海岸・湖岸清掃		
	04 官公庁向け園芸サービス(街路樹の剪定・伐採サービス、庁舎・公園等の植栽管理サービスを含む)	・官公庁(国、地方自治体等)を対象に庭園・花壇の手入れなどを行うサービス。公園等の指定管理者に対する同種のサービスも本分類に含まれる。 ・街路樹の剪定・伐採サービス、官舎・庁舎・公園等の植栽管理サービス、堤防等の草刈り	
	05 公園・公衆トイレ清掃		
	06 体育施設・遊具管理		
	07 河川管理		
	08 森林管理		
	09 その他		

表-3 申請が可能な営業品目一覧表(役務)

営業品目(役務)		説明・具体例	【参考】証明書等
大分類	小分類		
08 機器保守・点検・管理	01 医療用機器の保守・修理サービス	・医療用機器を保守又は修理するサービス ・診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器の保守又は修理サービス	・高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証 ・管理医療機器販売業・貸与業届出書 ・医療機器修理業許可証
	02 通信機器・同関連機器の保守・修理サービス	・通信機器・関連機器を保守又は修理するサービス ・有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置の保守又は修理サービス	
	03 その他の産業用機械器具の保守・修理サービス	・産業用機械器具の保守・修理サービスのうち、他に分類されないもの。産業用設備の洗浄サービスは本分類に含まれる。 ・ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機、エレベーター、物流運搬設備、発電機(業務用)、空調設備(業務用)、照明機器(業務用)、音響機材(業務用)、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)の保守又は修理サービス	
	04 電子計算機・同関連機器の保守・修理サービス	・電子計算機・関連機器を保守又は修理するサービス ・電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機付属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)の保守又は修理サービス	
	05 事務用機器の保守・修理サービス	・事務用機器を保守又は修理するサービス ・コピー機、レジスター、会計機械、タイムレコーダー、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3版未満)、エアシューター(気送管)、シュレッダー、事務用什器・備品の保守又は修理サービス	
	06 理化学機器・計測機器 測定機器の保守・修理サービス		
	07 文化財の保守・修理サービス		
	08 その他		
09 建物清掃・害虫駆除	01 ビルメンテナンスサービス	・オフィスビルや商業施設、マンションなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転を一括して請け負うサービス。ただし、不動産賃貸の経営業務あるいは不動産の保全業務等の管理を一括して行うサービスは住宅管理サービス、非住宅用建物管理サービス又は土地管理サービスに分類される。 ・医療関連施設、福祉関連施設、教育関連施設、宿泊施設、公共施設、工場などのビルメンテナンスサービス	・建築物環境衛生総合管理業登録証明書
	02 建物清掃サービス(ハウスクリーニングサービスを除く)	・マンション、アパート等の共用部分及び住宅以外の建築物の内部及び外部を清掃するサービス。	・建築物清掃業登録証明書
	03 病院清掃		・建築物清掃業登録証明書
	04 建物空気調和用ダクト清掃		・建築物空気調和用ダクト清掃業登録証明書
	05 建物排水管清掃		・建築物排水管清掃業登録証明書
	06 建物飲料水貯水槽清掃		・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
	07 建物ねずみ昆虫等防除		・建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書
	08 建物環境衛生総合管理		・建築物環境衛生総合管理業登録証明書
	09 ペストコントロールサービス(建物ねずみ昆虫等防除を除く)	・主として人間にとって有害な生物等(害獣・害虫、細菌、ウイルス)の防除・駆除・消毒を行うサービス。 ・船内くんじょう、物品消毒、電話機消毒	
	10 その他		
10 警備・受付	01 機械警備サービス	・警備業務用機械装置を用いて、事務所や住宅、興行場等の警備業務対象施設における盗難等の事故の発生を警戒し、防止するサービス	・警備業認定証 ・警備業者認定標識 ・機械警備業務開始届出書
	02 常駐警備サービス	・警備員を派遣し、常駐体制で立哨、巡回、出入管理等の警備業務を行うサービス。交通誘導、雑踏警備、身辺警備等の警備サービスは本分類に含まれる。	・警備業認定証
	03 コールセンターサービス	・顧客や消費者からの電話による問合せや商品購入申込み、資料請求などの対応を行うサービス	
	04 電話交換		
	05 受付(庁舎・施設)		
	06 その他		
11 廃棄物処理	01 し尿処理サービス	・し尿を収集運搬し、処分するサービス	・一般廃棄物収集運搬業許可証(し尿)
	02 浄化槽清掃サービス	・浄化槽を清掃するサービス	・浄化槽清掃業許可証
	03 浄化槽保守点検サービス	・浄化槽の保守点検を行うサービス	・浄化槽保守点検業登録通知書
	04 ごみ収集運搬サービス	・ごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物(し尿を除く。)を収集運搬するサービス	・一般廃棄物収集・運搬業許可証
	05 ごみ処分サービス	・収集運搬されたごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物(し尿を除く。)を処分するサービス。死亡獣畜取扱場が行う一般廃棄物(し尿を除く。)を処分するサービスは本分類に含まれる。	・一般廃棄物処分業許可証
	06 産業廃棄物収集運搬サービス	・産業廃棄物(専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの)を除く。)を収集運搬するサービス	・産業廃棄物収集・運搬業許可証
	07 特別管理産業廃棄物収集運搬サービス	・特別管理産業廃棄物(産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので、燃えやすい廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿等有害な物質を含む産業廃棄物をいう。)を収集運搬するサービス	・特別管理廃棄物収集・運搬業許可証
	08 産業廃棄物処分サービス	・産業廃棄物(専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの)を除く。)を処分するサービス。死亡獣畜取扱場が行う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)を処分するサービスは本分類に含まれる。	・産業廃棄物処分業許可証
	09 特別管理産業廃棄物処分サービス	・特別管理産業廃棄物(産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもので、燃えやすい廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿等有害な物質を含む産業廃棄物をいう。)を処分するサービス	・特別産業廃棄物処分業許可証
	10 その他		

表-3 申請が可能な営業品目一覧表(役務)

営業品目(役務)		説明・具体例	【参考】証明書等
大分類	小分類		
12 運搬・保管・旅客運送	01 貨物自動車運送サービス(引越サービス、宅配便サービスを除く)	・自動車により貨物を運送するサービス。	・一般貨物自動車運送事業の経営の許可書 ・貨物軽自動車運送事業経営届出書 ・特定旅客自動車運送事業の許可証
	02 美術品・貴重品輸送サービス		・一般貨物自動車運送事業の経営の許可書 ・貨物軽自動車運送事業経営届出書 ・特定旅客自動車運送事業の許可証
	03 引越サービス	・事務所などの移転に伴う備品などの移送、設置などを一括して行うサービス	・一般貨物自動車運送事業の経営の許可書 ・貨物軽自動車運送事業経営届出書 ・特定旅客自動車運送事業の許可証
	04 宅配便サービス		・一般貨物自動車運送事業の経営の許可書 ・貨物軽自動車運送事業経営届出書 ・特定旅客自動車運送事業の許可証
	05 貨物海運サービス		
	06 倉庫サービス	・冷蔵・冷凍倉庫以外の倉庫による保管サービス。 ・冷蔵・冷凍倉庫による保管サービス。	・倉庫業許可書又は登録通知書
	07 荷捌き・こん包サービス	・荷物の仕分、整理及びこん包を行うサービス	
	08 自動車運転代行		・自動車運転代行業の認定証
	09 旅客輸送サービス	・一般乗合旅客自動車運送サービス ・一般乗用旅客自動車運送サービス ・一般貸切旅客自動車運送サービス(貸切バスサービス) ・特定旅客自動車運送サービス	・一般乗合旅客自動車運送事業の経営の許可書 ・一般乗用旅客自動車運送事業の経営の許可書 ・一般貸切旅客自動車運送事業の経営の許可書 ・特定旅客自動車運送事業の経営の許可書
	10 旅行サービス		・旅行業許可証又は旅行業者代理業登録通知書
	11 特定信書便事業		・特定信書便事業許可証
	12 その他		
13 車両・船舶等点検・整備	01 自動車整備サービス(車検・定期点検・事故整備)	・車検の代行及びそれに伴う自動車整備を行うサービス ・自動車の定期点検整備を行うサービス ・事故車両に係る部品交換及び板金・塗装等の整備を行うサービス	・自動車特定整備事業認証書
	02 輸送用機械器具加工サービス(鉄道関連)		
	03 輸送用機械器具加工サービス(船舶関連)		
	04 輸送用機械器具加工サービス(航空機関連)		
	05 その他		
14 医療・福祉・給食	01 医療事務		
	02 保健予防活動サービス	・各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等の保健予防を行うサービス。訪問やオンラインにより保健予防活動を行うサービスは本分類に含まれる。	・衛生検査所登録証明書 ・病院開設届出書
	03 医療附帯サービス	・歯科技工サービス ・臓器等バンクサービス ・検体検査サービス ・医療用器材の滅菌サービス	・衛生検査所登録証明書 ・病院開設届出書
	04 介護サービス		
	05 学校向け給食サービス	・学校からの委託料を対価として、継続的に児童、生徒、教職員など特定された多人数に対して、調理した飲食料品を提供するサービス ・学校給食サービス	・飲食店営業許可証
	06 医療・福祉施設向け給食サービス	・医療・福祉施設からの委託料を対価として、継続的に患者、施設利用者など特定された多人数に対して、調理した飲食料品を提供するサービス ・病院給食サービス、福祉施設給食サービス	・飲食店営業許可証
	07 その他		
15 クリーニング	01 クリーニング・同関連サービス	・衣服等をクリーニングするサービス。ドライクリーニング、水洗い、染み抜き、洗張のサービスや、クリーニングサービスに附帯して提供する、衣類等の保管サービスや各種加工サービス(撥水加工、抗菌加工など)は本分類に含まれる。	・クリーニング所開設届出 ・クリーニング所検査確認済証
	02 リネンサプライ・ダストコントロールサービス	・病院向けに繊維製品(白衣やシーツなど)を貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うサービス ・病院以外の事業者向けに繊維製品(おしぼりやシーツ、テーブルクロス、ユニフォームなど)などを貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うサービス ・フロアマットなどを貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行うサービス	・クリーニング所開設届出 ・クリーニング所検査確認済証
	03 防炎加工		・防炎表示者登録通知書
	04 その他		
16 翻訳・通訳・速記等	01 翻訳サービス(派遣サービスを除く)	・翻訳、ネイティブチェック又は点字翻訳を行うサービス。ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき、翻訳者などを派遣するサービスは労働者派遣サービスに分類される。	
	02 速記・筆耕・複写サービス(会議録作成を含む)	・速記又は筆耕を行うサービス ・速記、ワープロ入力、あて名書、筆耕、テープ起こし ・各種の複写機器を用いて複写加工を行い各種の複写物を制作するサービス。プリンターでの印刷は本分類に含まれる。 ・スキャニング、電子ファイリング、セルフコピー、セルフプリント、DVDのコピー	
	03 その他		

表-3 申請が可能な営業品目一覧表(役務)

営業品目(役務)		説明・具体例	【参考】証明書等
大分類	小分類		
17 その他の役務の提供等	01 労働者派遣サービス	・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)及び船員職業安定法(昭和23年法律第130号)に基づき、派遣するために雇用した労働者を、派遣先事業所からその業務の遂行等に関する指揮命令を受けてその事業所のための労働に従事させるサービス	・労働者派遣事業許可証
	02 保険・共済サービス		・保険業免許 ・保険代行店登録通知書
	03 課金・決済代行サービス	・主としてクレジットカードなど様々な決済事業者と加盟店との間に立ち、加盟契約、決済処理、入金手続、システム保守・管理などの業務を代行・一括提供するサービスを加盟店に提供するサービス	
	04 火葬・納骨	・人間の遺体を火葬するサービス。休憩室の利用、骨壺の販売等、火葬の一環として火葬場で提供されるサービスや、地方自治体等から火葬場の運営を受託するサービスは本分類に含まれる。	
	05 火葬残骨灰処理		
	06 研修サービス・職業訓練受託サービス		
	07 機密文書溶解・データ廃棄		
	08 動物飼育		
	09 封緘・発送業務		
	10 選挙ポスター掲示場設置		
	11 除雪・排雪運搬業務		
	12 その他		

表－４　申請を求めていない営業品目を有する自治体（1/2）

地域	自治体名	申請を求めていない営業品目		
		区分	大分類	小分類
石狩・空知	北広島市	物品	０５	１５,１６,１７
		物品	０７	０２
		物品	１９	０１,０２
		物品	３２	０４
		役務	１３	０２,０３,０４
	新篠津村	－	－	－
	夕張市	－	－	－
	深川市	－	－	－
	南幌町	－	－	－
	長沼町	－	－	－
	栗山町	－	－	－
	浦臼町	－	－	－
	妹背牛町	物品	０５	０６,１５,１６,１７
		物品	０７	０２
		役務	０２	０１
		役務	１３	０２,０３,０４
	沼田町	－	－	－
後志	小樽市	－	－	－
	ニセコ町	－	－	－
	京極町	－	－	－
渡島・檜山	福島町	役務	１７	１１
	七飯町	－	－	－
	森町	－	－	－
	江差町	－	－	－
	上ノ国町	－	－	－
	厚沢部町	－	－	－
	今金町	－	－	－
胆振・日高	伊達市	－	－	－
	日高町	－	－	－
	新冠町	－	－	－
上川	東神楽町	－	－	－
	東川町	－	－	－
	美瑛町	－	－	－
	上富良野町	－	－	－
	中富良野町	－	－	－
	音威子府村	－	－	－
	中川町	－	－	－
留萌	留萌市	－	－	－
	小平町	－	－	－

※共同審査システムでの制御はありませんのでご注意ください。

表－４　申請を求めていない営業品目を有する自治体（２/2）

地域	自治体名	申請を求めていない営業品目		
		区分	大分類	小分類
宗谷	稚内市	－	－	－
	浜頓別町	－	－	－
	中頓別町	－	－	－
	枝幸町	－	－	－
オホーツク	網走市	－	－	－
	訓子府町	－	－	－
	佐呂間町	－	－	－
	滝上町	－	－	－
	大空町	－	－	－
	網走地区消防組合	－	－	－
	斜網地区廃棄物処理組合	－	－	－
十勝	鹿追町	－	－	－
	新得町	－	－	－
	大樹町	－	－	－
	幕別町	－	－	－
釧路・根室	白糠町	－	－	－

※共同審査システムでの制御はありませんのでご注意ください。

表－５　特定の品名・サービス等（表-3に記載のないもの）に対し申請する分類を指定している自治体（1/３）

地域	自治体名	申請する営業分類			品名・サービス等
		区分	大分類	小分類	
石狩・空知	北広島市	－	－	－	－
	新篠津村	－	－	－	－
	夕張市	－	－	－	－
	深川市	－	－	－	－
	南幌町	－	－	－	－
	長沼町	－	－	－	－
	栗山町	－	－	－	－
	浦臼町	－	－	－	－
	妹背牛町	－	－	－	－
	沼田町	－	－	－	－
後志	小樽市	－	－	－	－
	ニセコ町	－	－	－	－
	京極町	役務	０７	０８	造林（地拵え、植栽、播種、保育等）
渡島・檜山	福島町	－	－	－	－
	七飯町	－	－	－	－
	森町	役務	０７	０８	造林等（植栽・保育・地拵等）
	江差町	－	－	－	－
	上ノ国町	－	－	－	－
	厚沢部町	－	－	－	－
	今金町	－	－	－	－

※表－５は掲載されている自治体のみ有効です。掲載の無い自治体への申請には適用されません。

表－５　特定の品名･サービス等（表-3に記載のないもの）に対し申請する分類を指定している自治体（2/３）

地域	自治体名	申請する営業分類			品名･サービス等
		区分	大分類	小分類	
胆振･日高	伊達市	物品	０１	０８	毛布
		物品	０６	０６	水素
		物品	０７	１２	組立ハウス
		物品	２６	０３	微生物製剤
		物品	２８	０２	梱包用テープ
	日高町	物品	２０	１１	交通安全用品　等
		物品	２６	０３	塩ビ管、銅管　等
		役務	１０	０５	施設管理業務を含む
	新冠町	－	－	－	－
上川	東神楽町	－	－	－	－
	東川町	－	－	－	－
	美瑛町	－	－	－	－
	上富良野町	－	－	－	－
	中富良野町	－	－	－	－
	音威子府村	役務	０７	０８	造林
	中川町	－	－	－	－
留萌	留萌市	－	－	－	－
	小平町	－	－	－	－
宗谷	稚内市	役務	０１	１１	舞台設備管理･舞台装置保守･音響設備保守
		役務	０３	０９	漏水調査
		役務	０７	０９	駐車場管理
		役務	０８	０３	風力発電設備保守
		役務	１１	１０	家電リサイクル等処理、古紙類処理
		役務	１２	０９	スクールバス運行
		役務	１３	０５	引船運営管理･船舶給水管理･船舶電装保守
		役務	１７	１１	機械除雪、階段歩道･消火栓等施設除雪、排雪運送
		役務	１７	１２	市指定ごみ袋製造
	浜頓別町	－	－	－	－
	中頓別町	－	－	－	－
	枝幸町	－	－	－	－
オホーツク	網走市	－	－	－	－
	訓子府町	－	－	－	－
	佐呂間町	－	－	－	－
	滝上町	－	－	－	－
	大空町	－	－	－	－
	網走地区消防組合	－	－	－	－
	斜網地区廃棄物処理組合	－	－	－	－

※表－５は掲載されている自治体のみ有効です。掲載の無い自治体への申請には適用されません。

表－５　特定の品名･サービス等（表-3に記載のないもの）に対し申請する分類を指定している自治体（3/３）

地域	自治体名	申請する営業分類			品名･サービス等
		区分	大分類	小分類	
十勝	鹿追町	－	－	－	－
	新得町	役務	０７	０８	造林（植栽、保育、伐採等）
	大樹町	－	－	－	－
	幕別町	物品	０６	０６	火薬
		物品	１４	０９	動物用医薬品
		物品	２９	０５	酒
		役務	０３	０４	温泉分析
		役務	０７	０６	遊具点検
		役務	０７	０６	屋外スケートリンク造成
		役務	０７	０６	プール管理、スキー場管理
		役務	０７	０９	ダム管理
		役務	１２	０９	スクールバス運行
		役務	１２	１２	給食配送業務
		役務	１３	０１	特殊車両整備
		役務	１７	１２	水道メーター検針
釧路･根室	白糠町	－	－	－	－

表－６　申請する営業品目に希望順位を付けることを求めている自治体

地域	自治体名
石狩･空知	北広島市、新篠津村、夕張市、沼田町
後志	小樽市、京極町
渡島･檜山	七飯町、江差町
胆振･日高	
上川	東川町、美瑛町、上富良野町、音威子府村
留萌	留萌市
宗谷	枝幸町
オホーツク	網走市、網走地区消防組合、斜網地区廃棄物処理組合
十勝	
釧路･根室	

※共同審査システムでの制御により、希望順位を求めている自治体のみ希望順位を入力して頂きます。

表－７　申請する営業品目数に制限を定めている自治体（1/2）

地域	自治体名	制限数等
石狩･空知	北広島市	－
	新篠津村	－
	夕張市	希望順位5位までの申請を有効とし、それ以外は無効とする。
	深川市	－
	南幌町	－
	長沼町	－
	栗山町	－
	浦臼町	－
	妹背牛町	－
	沼田町	－
後志	小樽市	申請数は物品と役務を合わせ、大分類単位で20品目までとする。希望する品目について、個別書類「申請人及び物品･役務申請概要（様式１）」に記載すること。記載のない品目を申請した場合は当該品目は無効とする。
	ニセコ町	－
	京極町	－

※共同審査システムでの制御はありませんので、ご注意ください。

表－７　申請する営業品目数に制限を定めている自治体（２/2）

地域	自治体名	制限数等
渡島･檜山	福島町	－
	七飯町	
	森町	－
	江差町	－
	上ノ国町	－
	厚沢部町	－
	今金町	－
胆振･日高	伊達市	－
	日高町	申請数は物品と役務を合わせて大分類単位で１０品目まで、小分類単位で３０品目までとする。
	新冠町	－
上川	東神楽町	－
	東川町	－
	美瑛町	－
	上富良野町	－
	中富良野町	－
	音威子府村	－
	中川町	－
留萌	留萌市	－
	小平町	－
宗谷	稚内市	－
	浜頓別町	－
	中頓別町	－
	枝幸町	申請数は物品と役務を合わせ、大分類単位で１２品目までとする。
オホーツク	網走市	－
	訓子府町	－
	佐呂間町	－
	滝上町	－
	大空町	－
	網走地区消防組合	－
	斜網地区廃棄物処理組合	－
十勝	鹿追町	－
	新得町	－
	大樹町	－
	幕別町	－
釧路･根室	白糠町	－

※共同審査システムでの制御はありませんので、ご注意ください。

４．入札参加資格申請の受付期間と審査基準日

４－１　システムによる電子申請の受付期間

- **令和７年１２月１０日（水）から令和８年１月３０日（金）まで**
- 受付期間中、電子申請は24時間受け付けています。ただし、開始日は9：00から、最終日は17：30までとなります。

※受付期間を過ぎると、システムによる電子申請が出来なくなります。締切日付近に申請を行うと、不受理となった場合、再申請が締切日に間に合わないことも考えられますので、時間に余裕をもって申請するようお願いいたします。

４－２　審査基準日

- 令和８・９年度入札参加資格申請における**審査基準日は令和７年１２月１日**です。

５．入札参加資格の有効期間

- 令和８・９年度入札参加資格の有効期間は令和８年４月１日から令和１０年３月３１日までの２年間です。
- 入札参加資格の有効期間中に申請事項に変更があった場合は、入札参加資格の再審査又は申請内容の変更届が必要となります。詳しくは**「北海道市町村入札参加資格共同審査　変更申請の手引き」**を参照してください。
  なお**変更申請の手引き**は、令和８年３月上旬頃に共同審査ポータルサイトに掲載予定です。

６．システム入力項目に関する注意事項

６－１　法人設立登記

- 履歴事項全部証明書に示されている会社成立の年月日を入力してください。

６－２　営業年数

- 営業年数は、審査基準日時点での 会社成立日からの年数とします。休業していた期間があれば、その期間を控除したうえで入力してください。※端数は切捨てです。（算出結果が5年5カ月の場合は5年としてください。）

６－３　従業員数

- 従業員数は、**本店・支店・営業所等に所属している全ての人数を合計**して入力してください。本店・支店・営業所等の**所在地は道外・道内を問いません。**

６－４　資本金の額

- 資本金の額は単位が（千円）です。単位に注意して入力してください。

6－5　主たる事業の区分

・　主たる事業の選択は、申請者が営む事業のうち**主たるもの**を 表－8　主たる事業の区分 より選択してください。

表－8　主たる事業の区分

主たる事業の種類		内容
1. 物品の製造	a. ゴム製品	「日本標準産業分類」の大分類Ｅ－製造業の中分類19（ゴム製品製造業）をいう。
	b. その他	「日本標準産業分類」の大分類Ｅの上記「a. ゴム製品」製造業以外の製造業をいう。
2. 物品の販売	c. 卸売	「日本標準産業分類」の大分類Ｉの中分類50から55までをいう。
	d. 小売	「日本標準産業分類」の大分類Ｉの中分類56から61及び大分類Ｍの中分類76（飲食店）及び77（持ち帰り・配達飲食サービス業）をいう。
3. 役務の提供等	e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	「日本標準産業分類」の大分類Ｇ－情報通信業の中分類39（情報サービス業）をいう。
	f. 旅館業	「日本標準産業分類」の大分類Ｍ－宿泊業、飲食サービス業の中分類75（宿泊業）をいう。
	g. サービス業	「日本標準産業分類」の大分類Ｇ（情報通信業）の中分類38（放送業）及び小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）、415（広告制作業）及び416（映像・サービス業音声・文字情報制作に附帯するサービス業）、大分類Ｋ（不動産業、物品賃貸業）の小分類693（駐車場業）及び中分類70（物品賃貸業）、大分類Ｌ（学術研究、専門・技術サービス業）、大分類Ｎ（生活関連サービス業、娯楽業）。ただし、小分類791（旅行業）を除く、大分類Ｏ（教育、学習支援業）、大分類Ｐ（医療、福祉）、大分類Ｑ（複合サービス事業）、大分類Ｒ（サービス業（他に分類されないもの））をいう。
	h. その他	上記「a. ゴム製品」「b. その他」「c. 卸売」「d. 小売」「e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業」「f. 旅館業」「g. サービス業」を含まない全ての業種をいう。
4. 物品の買受け	i. 立木竹	立木竹を扱う買受け業。
	j. その他	上記「i. 立木竹」以外の営業品目を扱う買受け業。

※　業者分類は、中小企業庁発行の「官公需契約の手引き」に基づくものです。
※　日本産業分類は、総務省のホームページより閲覧可能です。

総務省HP　：　https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm

6－6　流動資産･流動負債の求め方（個人の場合）

・　個人の場合の流動資産、流動負債の入力値については、図－３流動資産、流動負債の求め方を参考にしてください。システム入力時の単位は（千円）です。単位に注意して入力してください。

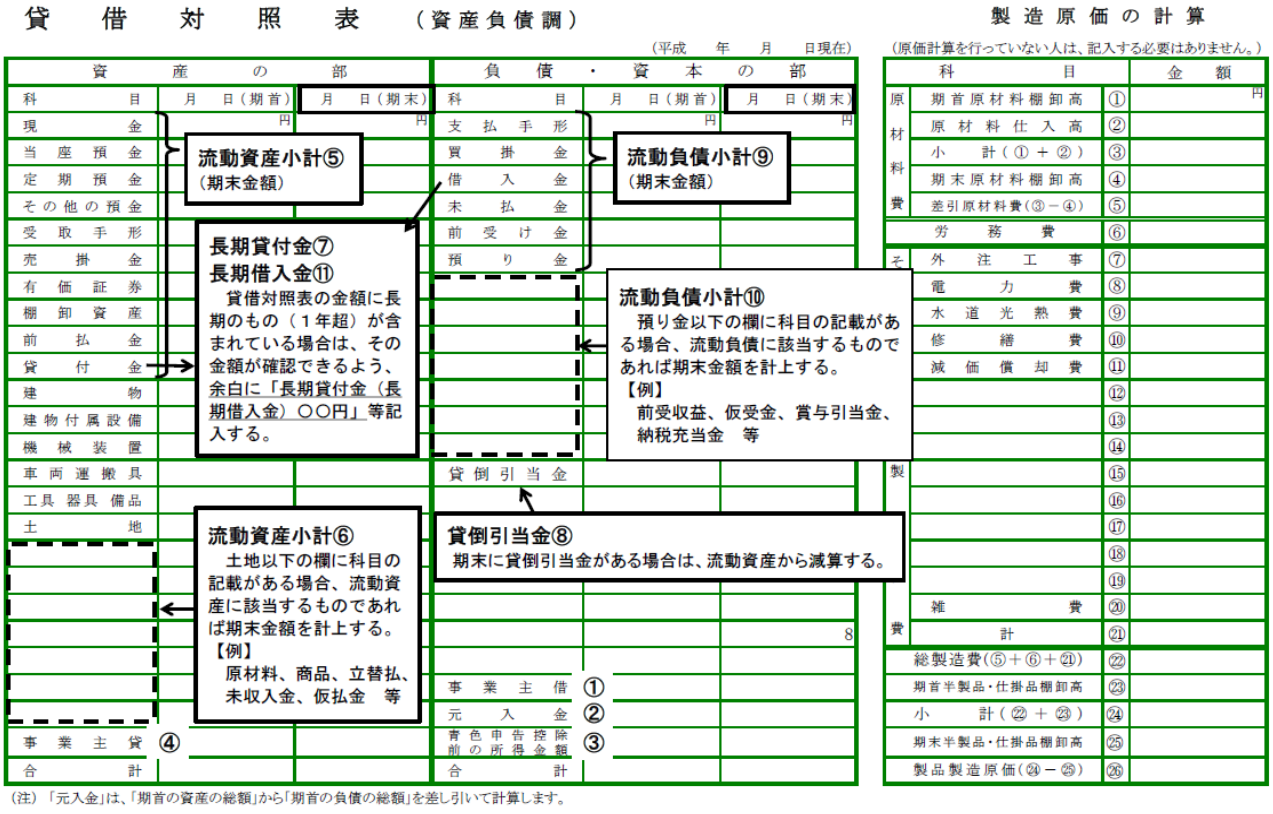

図－３　流動資産、流動負債の求め方

【流動資産計算方法】

流動資産＝流動資産小計⑤＋流動資産小計⑥－長期貸付金⑦－貸倒引当金⑧

流動資産小計⑤＝資産の部の現金から貸付金までの期末合計

流動資産小計⑥＝資産の部に流動資産に該当する追加科目の記載がある場合、その期末合計

長期貸付金⑦＝期末の貸付金から長期（１年超）該当を除外

貸倒引当金⑧＝負債･資本の部の貸倒引当金の期末を除外

【流動負債計算方法】

流動負債＝流動負債小計⑨＋流動負債小計⑩－長期借入金⑪

流動負債小計⑨＝負債･資本の部の支払手形から預り金までの期末合計

流動負債小計⑩＝負債･資本の部に流動負債に該当する追加科目の記載がある場合、その期末合計

６－７ 契約実績の有無

・　希望する営業品目（小分類）毎に審査基準日までの直前１年間に完了した契約実績が有る場合は、その営業品目において主たる契約の内容（契約先,契約の内容,契約完了日,契約金額）を申告して頂きます。※契約実績が無い場合でも申請する事は可能です。

６－８ 代理店･特約店契約の情報

・代理店･特約店契約の情報は、申請する小分類毎に入力する事ができます。特定の営業所のみが契約している場合は、契約先代理店名の後ろに営業所名を記載してください。
例：契約先代理店名（○○営業所のみ）、契約先代理店名（○○営業所を除く）
※代理店･特約店契約の情報を求めている自治体は、表－９で確認してください。

表－９　代理店･特約店契約の情報を求めている自治体

地域	自治体名
石狩･空知	北広島市、新篠津村、深川市、南幌町、沼田町
後志	小樽市、京極町
渡島･檜山	福島町、森町、江差町、今金町
胆振･日高	伊達市
上川	
留萌	小平町
宗谷	枝幸町
オホーツク	
十勝	幕別町
釧路･根室	

※共同審査システムでの制御により、代理店･特約店契約の情報を求めている自治体のみ情報を入力して頂きます。

※表－９に掲載の自治体以外は代理店･特約店契約の情報を求めていません。

7. 入札参加資格申請に必要な提出書類

・ 入札参加資格の申請に必要な提出書類には複数の申請先自治体に対し、共通して提出する**共通書類**と、個別の申請先自治体においてのみ必要とされる**個別書類**があります。

・ 提出書類は①システムから自動で作成されるもの、②ExcelやPDFの標準書式から申請者が作成するもの、③公共機関等が発行する証明書等に分類されます。

7－1 共通書類

・ 共通書類とは、複数の申請先自治体に対し、共通して提出する様式・証明書等のことをいいます。共通書類の一覧を表－１０に示します。

表－１０ 共通書類一覧

様式番号	分類	提出書類			備考	ひな形
【様式１】注1	自動作成	物品・役務等競争入札参加資格審査申請書（表紙）				-
【様式２】注1	自動作成	物品・役務等入札参加資格審査申請書付票				-
【様式３】	証明書等	履歴事項全部証明書			法人・組合の場合	-
【様式４】	証明書等	代表者身分証明書			個人の場合	-
【様式５-１】	証明書等	営業証明書（業種及び営業開始日の記載があるもの）			個人の場合	-
【様式５-２】	証明書等	審査基準日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類			営業証明書に業種及び営業開始日が記載されていない場合 又は、営業証明書が発行されない場合	-
【様式６】	申請者が作成	従業員名簿			個人の場合	有
【様式７】	証明書等	印鑑証明書				-
【様式８】注2	申請者が作成	使用印鑑届				ｼｽﾃﾑからﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ
【様式９】注2	申請者が作成	年間委任状			受任者に権限を委任する場合	ｼｽﾃﾑからﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ
【様式１０】	証明書等	各種許可・登録・届出の写し等			営業に必要な許可・登録・届出がある場合	-
【様式１１】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税・消費税）	個人【その３の２】	個人の場合	-
	証明書等			法人【その３の３】	法人・組合の場合	-
	証明書等		都道府県税	本店		-
	証明書等			受任者	受任者に権限を委任する場合	-
	証明書等		市町村税	本店		-
	証明書等			受任者	受任者に権限を委任する場合	-
【様式１２】	証明書等	決算書（財務諸表）			直前１年度決算分	-
【様式１３】注3	申請者が作成	資本関係・人的関係調書			特定の企業・人物と資本関係・人的関係がある場合	有
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			行政書士が代理申請する場合	有
【様式１５】	申請者が作成	法定保険加入状況一覧表				有
【様式１６】	申請者が作成	社会保険等適用除外申出書			法定保険加入の適用除外を受けている場合	有
【様式１７】	申請者が作成	営業所一覧表			道内の営業所一覧	有
【様式１８】注4	申請者が作成	技術者名簿			道内の営業所に在籍する技術者	有
【様式１９】注1	自動作成	暴力団排除に関する誓約書				-

提出書類はすべてPDF形式にしてシステムにアップロードしてください。

※注1 【様式１】物品・役務等競争入札参加資格審査申請書（表紙）と【様式２】物品・役務等入札参加資格審査申請書付票、および【様式１９】暴力団排除に関する誓約書はシステムで自動作成されますので作成・添付は不要です。

※注２ 【様式８】使用印鑑届、【様式９】年間委任状はシステムからダウンロードし、押印したものをPDF形式で添付してください。

※注３ 【様式１３】資本関係・人的関係調書は他の申請者との資本関係又は人的関係がある場合に提出してください。資本関係・人的関係がない場合はシステムで自動作成されますので作成・添付は不要です。

※注４ 任意様式でも可です。

７－２　協同組合等の場合に必要な書類

・　申請者が協同組合等の場合は、共通書類に加えて表－１１に示す書類が必要となります。

表－１１　申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提 出 書 類	備　　考	ひな形
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿		有
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	官公需適格組合の証明を受けている場合	-
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為		-

７－３　自治体別共通書類一覧表（物品･役務等）

・　自治体別の共通書類一覧（物品･役務等）を表－１２に示します。

表－１２　自治体別共通書類一覧（物品･役務）　石狩･空知地域

様式番号	分類	提出書類			北広島市		新篠津村		夕張市		深川市		南幌町		長沼町		栗山町		浦臼町		妹背牛町		沼田町		備考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式３】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	
【様式４】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
【様式５-1】	証明書等	営業証明書（業種及び営業開始日の記載があるもの）			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
【様式５-2】	証明書等	審査基準日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類			－	○	－	○	－	○	－	○	－	不要	－	○	－	○	－	不要	－	○	－	○	営業証明書に業種及び営業開始日が記載されていない場合又は営業証明書が発行されない場合
【様式６】	申請者が作成	従業員名簿			－	不要	－	◎	－	不要	－	◎	－	◎	－	不要	－	不要	－	不要	－	◎	－	不要	
【様式７】	証明書等	印鑑証明書			◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	不要	不要	
【様式８】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	
【様式９】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１０】	証明書等	各種許可･登録･届出の写し等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	営業に必要な許可･登録･届出がある場合
【様式１１】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税･消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	不要	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	○	○	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	不要	不要	受任者に権限を委任する場合
【様式１２】	証明書等	決算書（財務諸表）			◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	直前1年度決算分
【様式１３】	申請者が作成	資本関係･人的関係調書			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定の企業･人物と資本関係･人的関係がある場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	代理人申請する場合
【様式１５】	申請者が作成	法定保険加入状況一覧表			不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	
【様式１６】	申請者が作成	社会保険等適用除外申出書			不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	○	○	法定保険加入の適用除外を受けている場合
【様式１７】	申請者が作成	営業所一覧表			不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	道内の営業所一覧
【様式１８】	申請者が作成	技術者名簿			不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	道内の営業所に在籍する技術者

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提出書類	北広島市	新篠津村	夕張市	深川市	南幌町	長沼町	栗山町	浦臼町	妹背牛町	沼田町	備考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-1】	申請者が作成	組合構成員名簿	◎	◎	不要	不要	◎	不要	不要	◎	◎	不要	
【様式　組-2】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	不要	不要	○	不要	不要	○	○	不要	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-3】	証明書等	定款または寄付行為	◎	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	不要	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表－１２　自治体別共通書類一覧（物品･役務）　後志･渡島･檜山地域

様式番号	分類	提　出　書　類			小樽市		ニセコ町		京極町		福島町		七飯町		森町		江差町		上ノ国町		厚沢部町		今金町		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式３】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	
【様式４】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
【様式５-1】	証明書等	営業証明書（業種及び営業開始日の記載があるもの）			－	不要	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
【様式５-2】	証明書等	審査基準日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類			－	◎	－	○	－	不要	－	○	－	○	－	○	－	○	－	不要	－	○	－	○	営業証明書に業種及び営業開始日が記載されていない場合又は営業証明書が発行されない場合
【様式６】	申請者が作成	従業員名簿			－	不要	－	不要	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	不要	
【様式７】	証明書等	印鑑証明書			不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	
【様式８】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	
【様式９】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１０】	証明書等	各種許可･登録･届出の写し等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	営業に必要な許可･登録･届出がある場合
【様式１１】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税･消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１２】	証明書等	決算書（財務諸表）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	直前1年度決算分
【様式１３】	申請者が作成	資本関係･人的関係調書			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定の企業･人物と資本関係･人的関係がある場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	代理人申請する場合
【様式１５】	申請者が作成	法定保険加入状況一覧表			不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１６】	申請者が作成	社会保険等適用除外申出書			不要	不要	○	○	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	法定保険加入の適用除外を受けている場合
【様式１７】	申請者が作成	営業所一覧表			不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	不要	不要	不要	不要	道内の営業所一覧
【様式１８】	申請者が作成	技術者名簿			不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	不要	不要	道内の営業所に在籍する技術者

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	小樽市	ニセコ町	京極町	福島町	七飯町	森町	江差町	上ノ国町	厚沢部町	今金町	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	不要	○	○	○	○	○	○	○	不要	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表－１２　自治体別共通書類一覧（物品･役務）　胆振･日高･上川地域

様式番号	分類	提　出　書　類			伊達市		日高町		新冠町		東神楽町		東川町		美瑛町		上富良野町		中富良野町		音威子府村		中川町		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式３】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	
【様式４】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
【様式５-1】	証明書等	営業証明書（業種及び営業開始日の記載があるもの）			－	◎	－	◎	－	◎	－	不要	－	不要	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
【様式５-2】	証明書等	審査基準日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類			－	○	－	○	－	○	－	不要	－	不要	－	○	－	○	－	○	－	○	－	○	営業証明書に業種及び営業開始日が記載されていない場合又は営業証明書が発行されない場合
【様式６】	申請者が作成	従業員名簿			－	不要	－	不要	－	不要	－	不要	－	不要	－	◎	－	◎	－	不要	－	◎	－	◎	
【様式７】	証明書等	印鑑証明書			不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式８】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式９】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１０】	証明書等	各種許可･登録･届出の写し等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	営業に必要な許可･登録･届出がある場合
【様式１１】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税･消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	不要	不要	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１２】	証明書等	決算書（財務諸表）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	◎	◎	◎	◎	直前1年度決算分
【様式１３】	申請者が作成	資本関係･人的関係調書			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定の企業･人物と資本関係･人的関係がある場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	代理人申請する場合
【様式１５】	申請者が作成	法定保険加入状況一覧表			◎	◎	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１６】	申請者が作成	社会保険等適用除外申出書			○	○	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	法定保険加入の適用除外を受けている場合
【様式１７】	申請者が作成	営業所一覧表			不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	道内の営業所一覧
【様式１８】	申請者が作成	技術者名簿			◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	道内の営業所に在籍する技術者

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	伊達市	日高町	新冠町	東神楽町	東川町	美瑛町	上富良野町	中富良野町	音威子府村	中川町	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	◎	◎	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表－１２　自治体別共通書類一覧（物品･役務）　留萌･宗谷地域

様式番号	分類	提　出　書　類			留萌市		小平町		稚内市		浜頓別町		中頓別町		枝幸町		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式３】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	
【様式４】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
【様式５-1】	証明書等	営業証明書（業種及び営業開始日の記載があるもの）			－	不要	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
【様式５-2】	証明書等	審査基準日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類			－	不要	－	○	－	○	－	○	－	○	－	○	営業証明書に業種及び営業開始日が記載されていない場合又は営業証明書が発行されない場合
【様式６】	申請者が作成	従業員名簿			－	不要	－	◎	－	不要	－	◎	－	◎	－	◎	
【様式７】	証明書等	印鑑証明書			不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式８】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	
【様式９】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１０】	証明書等	各種許可･登録･届出の写し等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	営業に必要な許可･登録･届出がある場合
【様式１１】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税･消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	不要	不要	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１２】	証明書等	決算書（財務諸表）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	直前1年度決算分
【様式１３】	申請者が作成	資本関係･人的関係調書			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定の企業･人物と資本関係･人的関係がある場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	代理人申請する場合
【様式１５】	申請者が作成	法定保険加入状況一覧表			不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式１６】	申請者が作成	社会保険等適用除外申出書			不要	不要	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	法定保険加入の適用除外を受けている場合
【様式１７】	申請者が作成	営業所一覧表			不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	道内の営業所一覧
【様式１８】	申請者が作成	技術者名簿			不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	道内の営業所に在籍する技術者

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	留萌市	小平町	稚内市	浜頓別町	中頓別町	枝幸町	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	○	○	○	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	◎	◎	不要	◎	◎	◎	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表－１２　自治体別共通書類一覧（物品･役務）　オホーツク地域

様式番号	分類	提　出　書　類			網走市		訓子府町		佐呂間町		滝上町		大空町		網走地区消防組合		斜網地区廃棄物処理組合		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式３】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	
【様式４】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
【様式５-1】	証明書等	営業証明書（業種及び営業開始日の記載があるもの）			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
【様式５-2】	証明書等	審査基準日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類			－	○	－	○	－	○	－	○	－	○	－	○	－	○	営業証明書に業種及び営業開始日が記載されていない場合又は営業証明書が発行されない場合
【様式６】	申請者が作成	従業員名簿			－	◎	－	不要	－	不要	－	不要	－	◎	－	◎	－	◎	
【様式７】	証明書等	印鑑証明書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式８】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
【様式９】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１０】	証明書等	各種許可･登録･届出の写し等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	営業に必要な許可･登録･届出がある場合
【様式１１】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税･消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	不要	－	◎	－	◎	－	◎	
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	不要	－	◎	－	◎	－	◎	－	
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	
	証明書等			受任者	不要	不要	○	○	不要	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	不要	不要	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	○	○	○	○	不要	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１２】	証明書等	決算書（財務諸表）			◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	◎	◎	◎	◎	◎	◎	直前1年度決算分
【様式１３】	申請者が作成	資本関係･人的関係調書			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定の企業･人物と資本関係･人的関係がある場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	代理人申請する場合
【様式１５】	申請者が作成	法定保険加入状況一覧表			不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	
【様式１６】	申請者が作成	社会保険等適用除外申出書			不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	不要	不要	法定保険加入の適用除外を受けている場合
【様式１７】	申請者が作成	営業所一覧表			不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	道内の営業所一覧
【様式１８】	申請者が作成	技術者名簿			不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	道内の営業所に在籍する技術者

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	網走市	訓子府町	佐呂間町	滝上町	大空町	網走地区消防組合	斜網地区廃棄物処理組合	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	不要	不要	不要	不要	◎	不要	不要	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	不要	不要	不要	不要	◎	不要	不要	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表－１２　自治体別共通書類一覧（物品･役務）　十勝･釧路･根室地域

様式番号	分類	提　出　書　類			鹿追町		新得町		大樹町		幕別町		白糠町		備　　考
					法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式３】	証明書等	履歴事項全部証明書			◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	
【様式４】	証明書等	代表者身分証明書			－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
【様式５-1】	証明書等	営業証明書（業種及び営業開始日の記載があるもの）			－	◎	－	不要	－	◎	－	◎	－	不要	
【様式５-2】	証明書等	審査基準日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類			－	○	－	不要	－	不要	－	○	－	不要	営業証明書に業種及び営業開始日が記載されていない場合又は営業証明書が発行されない場合
【様式６】	申請者が作成	従業員名簿			－	不要	－	不要	－	不要	－	◎	－	不要	
【様式７】	証明書等	印鑑証明書			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	
【様式８】	申請者が作成	使用印鑑届			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	不要	不要	
【様式９】	申請者が作成	年間委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合
【様式１０】	証明書等	各種許可･登録･届出の写し等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	営業に必要な許可･登録･届出がある場合
【様式１１】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税（法人税･消費税）	個人【その３の２】	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	
	証明書等			法人【その３の３】	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	◎	－	
	証明書等		都道府県税	本店	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	不要	不要	
	証明書等			受任者	不要	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	不要	不要	受任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	証明書等			受任者	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	不要	受任者に権限を委任する場合
【様式１２】	証明書等	決算書（財務諸表）			不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	◎	◎	直前1年度決算分
【様式１３】	申請者が作成	資本関係･人的関係調書			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	特定の企業･人物と資本関係･人的関係がある場合
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	代理人申請する場合
【様式１５】	申請者が作成	法定保険加入状況一覧表			◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	
【様式１６】	申請者が作成	社会保険等適用除外申出書			○	○	不要	不要	不要	不要	○	○	不要	不要	法定保険加入の適用除外を受けている場合
【様式１７】	申請者が作成	営業所一覧表			不要	不要	◎	◎	◎	不要	◎	◎	◎	不要	道内の営業所一覧
【様式１８】	申請者が作成	技術者名簿			◎	◎	不要	不要	不要	不要	◎	◎	不要	不要	道内の営業所に在籍する技術者

申請者が協同組合等の場合に必要な書類

様式番号	分類	提　出　書　類	鹿追町	新得町	大樹町	幕別町	白糠町	備　　考
			組合等	組合等	組合等	組合等	組合等	
【様式　組-１】	申請者が作成	組合構成員名簿	◎	◎	不要	◎	不要	
【様式　組-２】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	不要	不要	○	不要	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式　組-３】	証明書等	定款または寄付行為	◎	不要	◎	◎	不要	

※◎は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

８．共通書類提出に関する注意事項

・　共通書類を提出（添付）する際は、以下①～⑳に示す様式ごとの注意事項をよくご確認ください。

①　【様式３】履歴事項全部証明書　　※法人の場合

・　申請者が**法人の場合は必ず提出**してください。

・　法務局に登記された商業登記法（ 昭和３８年法律第１２５号） 第１０条に規定する登記事項証明書のうち、**令和７年９月１日以降に発行**されたもので、**履歴事項全部証明書**に限ります。

・　非営利法人（ 財団法人等） の方が申請される場合は、登記事項証明書に代えて、定款（ 又は寄附行為） 及び貸借対照表を提出してください。

【登記事項証明書の見本】

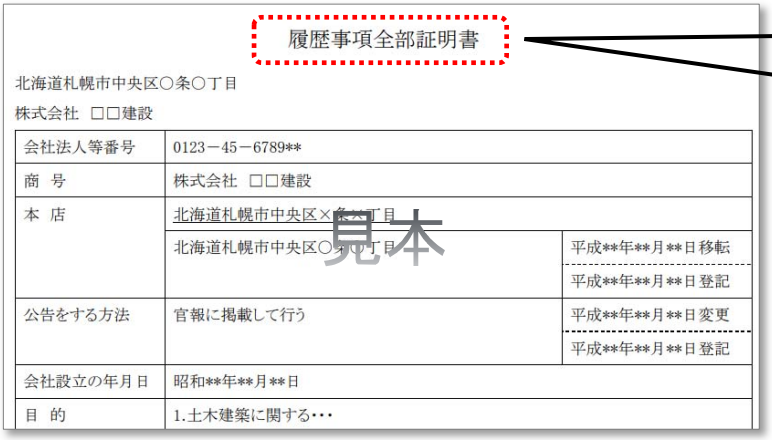

履歴事項全部証明書

北海道札幌市中央区○条○丁目
株式会社　□□建設

会社法人等番号	0123－45－6789**	
商　号	株式会社　□□建設	
本　店	北海道札幌市中央区×条×丁目	
	北海道札幌市中央区○条○丁目	平成**年**月**日移転 平成**年**月**日登記
公告をする方法	官報に掲載して行う	平成**年**月**日変更 平成**年**月**日登記
会社設立の年月日	昭和**年**月**日	
目　的	1.土木建築に関する･･･	

見本

・登記事項証明書の種類は**履歴事項全部証明書**に限ります。

最終ページ

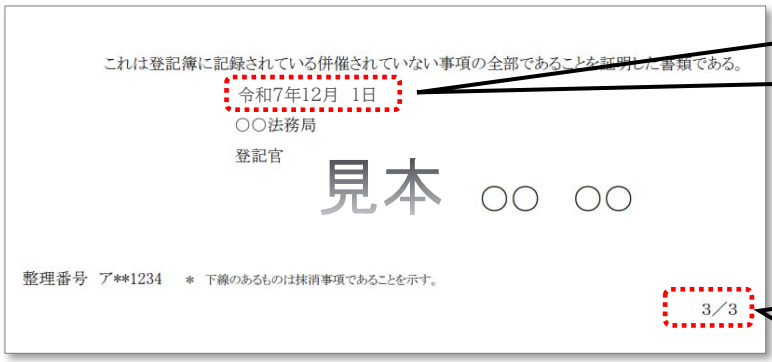

これは登記簿に記録されている併催されていない事項の全部であることを証明した書類である。
令和7年12月　1日
○○法務局
登記官
見本　○○　○○

整理番号　ア**1234　＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3／3

・**令和７年９月１日以降**に発行されたものとしてください。

・先頭ページだけでなく、**全ページを添付**してください。

② 【様式４】代表者身分証明書　※個人事業主の場合

- 申請者が、**個人事業主の場合は必ず提出**してください。
- 申請者の本籍を管轄する市区町村長が発行する身分証明書をいいます。
- **令和７年９月１日以降に発行**されたものに限ります。

③ 【様式５-１】営業証明書　※個人事業主の場合

- **業種及び営業開始日が記載された**営業証明書を提出してください。
  ※提出が不要な自治体があります。表－１２で確認してください。

④ 【様式５-２】審査基準日時点で1年以上事業を営んでいることを証する書類　※個人事業主の場合

- **【様式5-1】営業証明書に営業開始日が記載されていない場合、審査基準日時点で１年以上事業を営んでいることを証明できる書類（契約書、請書、請求書、納品書など）**を１つのPDFにして提出してください。
  ※提出が不要な自治体があります。表－１２で確認してください。

⑤ 【様式６】従業員名簿　※個人事業主の場合

・　代表者及び１か月以上の期間を定めて雇用している者を記入した【様式６】従業員名簿を作成してください。
※提出が不要な自治体があります。表－１２で確認してください。

【様式６】従業員名簿のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

【従業員名簿の見本】

【様式6】

従　業　員　名　簿

所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	

次のとおり相違ありません。

職　種	氏　　名	住　　所
代 表 者 （店主）		
役 職 名 （家族従業員）		
従 業 員		

見本

⑥ 【様式７】印鑑証明書

・　**令和７年９月１日以降に発行された**【様式７】印鑑証明書を提出してください。
※提出が不要な自治体があります。表－１２で確認してください。

⑦ 【様式８】使用印鑑届

- 【様式８】使用印鑑届の提出が必要な自治体は表－１２で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- 申請先により使用する印鑑が異なる場合は、使用印ごとに【様式８】使用印鑑届を作成し、提出してください。
- 使用印の欄に契約の締結等で使用する印鑑を押して提出してください。（印影がぼやけていたり、不明瞭なものは不受理となる場合があります）なお、**契約に使用する印鑑は役職名がわかるもの**としてください。
- **【様式８】使用印鑑届は共同審査システムからダウンロードしたものに、実印、使用印をそれぞれ押印してください。**

【使用印鑑届の見本】

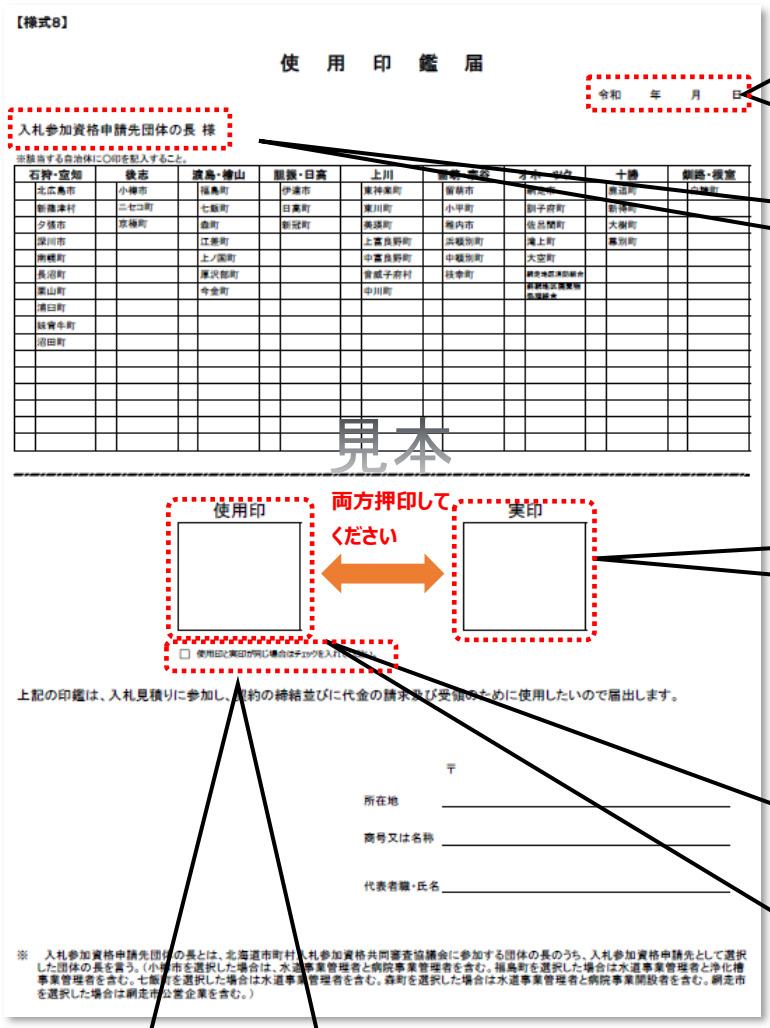
【様式8】

使　用　印　鑑　届

令和　　年　　月　　日

入札参加資格申請先団体の長 様

※該当する自治体に○印を記入すること。

石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川	宗谷・北紋	オホーツク	十勝	釧路・根室
北広島市	小樽市	福島町	伊達市	東神楽町	留萌市	網走市	鹿追町	釧路市
新篠津村	ニセコ町	七飯町	日高町	東川町	小平町	訓子府町	新得町	
夕張市	京極町	森町	新冠町	美瑛町	幌内市	佐呂間町	大樹町	
深川市		江差町		上富良野町	浜頓別町	滝上町	幕別町	
南幌町		上ノ国町		中富良野町	中頓別町	大空町		
長沼町		厚沢部町		富威子府村	枝幸町	網走地区消防組合		
栗山町		今金町		中川町		釧路地区広域連合		
浦臼町						北見地区		
妹背牛町								
沼田町								

見本

使用印　　両方押印してください　　実印

□ 使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届出します。

〒

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

※　入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（小樽市を選択した場合は、水道事業管理者と病院事業管理者を含む。福島町を選択した場合は水道事業管理者と浄化槽事業管理者を含む。七飯町を選択した場合は水道事業管理者を含む。森町を選択した場合は水道事業管理者と病院事業開設者を含む。網走市を選択した場合は網走市公営企業を含む。）

・システムから出力した日が印字されます。
・ひな形データから作成する場合は**申請日**としてください。

・宛先は変更しないでください。

・印鑑証明書と同じ印を押印してください。

・実印を使用印とする場合でも使用印欄は必ず押印してください。

・支店/営業所で申請する場合は、**受任者の印**（委任状と同じ印）を押印してください。

・契約に使用する印鑑は役職名がわかるものとしてください。

☑ 使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

・実印を使用印とする場合は□にチェックを付けてください。

・チェックを付けた場合でも使用印欄は必ず押印してください。

⑧ 【様式９】年間委任状

- 本店の代表者が支店又は営業所の代表者に２年（度）間通じて入札・見積、契約の締結、契約の履行、代金の請求・受領などの**権限を委任する場合は必ず【様式９】年間委任状を提出**してください。

- 申請先により受任者が異なる場合は、受任者ごとに委任状を作成してください。
- 年間委任状提出後、本店の代表者（委任者）及び権限を委任された支店又は営業所の代表者（受任者）が変更となった場合などは、変更届出書と一緒に新たな年間委任状を提出してください。

【様式９】年間委任状は共同審査システムからダウンロードしたものに、実印、使用印をそれぞれ押印してください。

【年間委任状の見本】

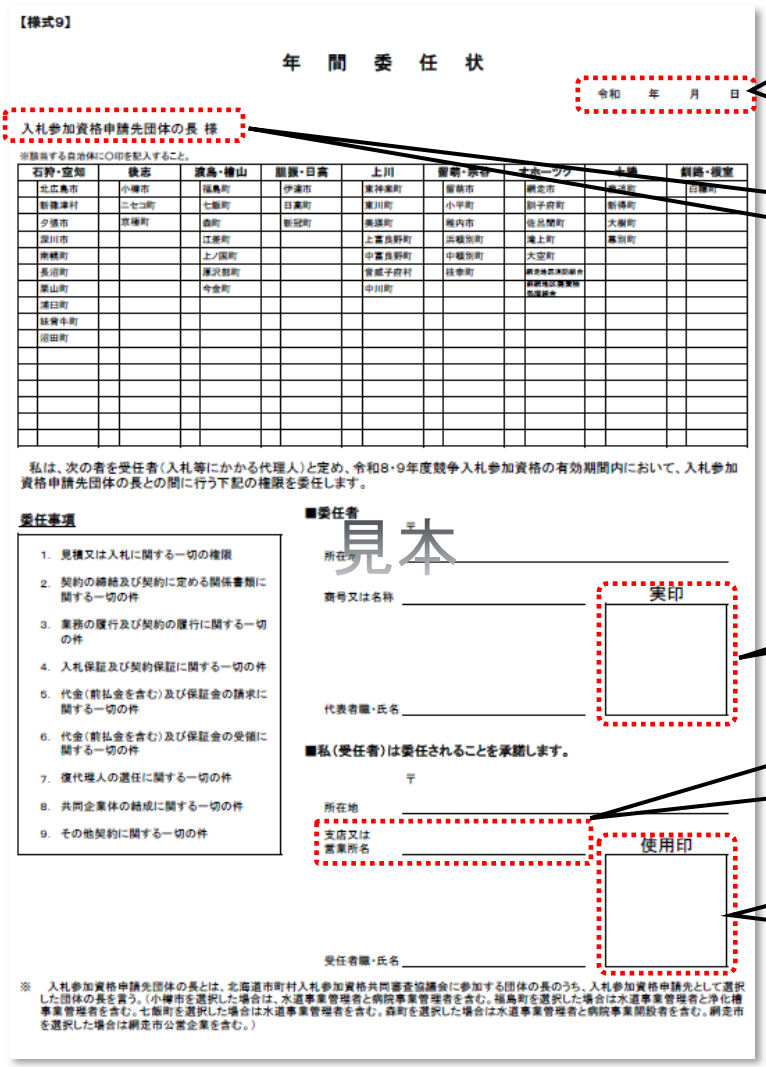

【様式9】

年　間　委　任　状

令和　　年　　月　　日

入札参加資格申請先団体の長 様

※該当する自治体に○印を記入すること。

石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川	留萌・宗谷	オホーツク	十勝	釧路・根室
北広島市	小樽市	福島町	伊達市	東神楽町	留萌市	網走市	幕別町	白糠町
新篠津村	ニセコ町	七飯町	日高町	東川町	小平町	訓子府町	新得町	
夕張市	京極町	森町	新冠町	美瑛町	幌内町	佐呂間町	大樹町	
深川市		江差町		上富良野町	浜頓別町	滝上町	豊頃町	
南幌町		上ノ国町		中富良野町	中頓別町	大空町		
長沼町		厚沢部町		富良野町	枝幸町			
栗山町		今金町		中川町				
浦臼町								
妹背牛町								
沼田町								

私は、次の者を受任者（入札等にかかる代理人）と定め、令和8・9年度競争入札参加資格の有効期間内において、入札参加資格申請先団体の長との間に行う下記の権限を委任します。

委任事項

1. 見積又は入札に関する一切の権限
2. 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件
3. 業務の履行及び契約の履行に関する一切の件
4. 入札保証及び契約保証に関する一切の件
5. 代金（前払金を含む）及び保証金の請求に関する一切の件
6. 代金（前払金を含む）及び保証金の受領に関する一切の件
7. 復代理人の選任に関する一切の件
8. 共同企業体の結成に関する一切の件
9. その他契約に関する一切の件

■委任者

〒

見本

所在地

商号又は名称　　実印

代表者職・氏名

■私（受任者）は委任されることを承諾します。

〒

所在地

支店又は営業所名　　使用印

受任者職・氏名

※　入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（小樽市を選択した場合は、水道事業管理者と病院事業管理者を含む。福島町を選択した場合は水道事業管理者と浄化槽事業管理者を含む。七飯町を選択した場合は水道事業管理者を含む。森町を選択した場合は水道事業管理者と病院事業開設者を含む。網走市を選択した場合は網走市公営企業を含む。）

・システムから出力した日が印字されます。
・ひな形データから作成する場合は**申請日**としてください。

・宛先は変更しないでください。

・印鑑証明書と同じ印を押印してください。

・支店又は営業所名には商号は含めないでください。

・受任者の使用印を押印してください。

⑨ 【様式１０】各種許可・登録・届出の写し等

- 申請する営業品目に対し、営業に必要な許可・認可・登録等を有している場合は、そのことを証明する書類（証明書等）を**必ず提出**してください。

- 営業に必要な許可・認可・登録等は、**申請する営業品目（小分類ごと）**に提出して頂きます。

- 特定の営業品目への申請に対し、**添付が必要な許可・認可・登録等の証明書類の種類を定めている自治体があります。**表－１３を参照してください。

表－１３　特定の営業品目に対し、添付が必要な許可･認可･登録等の証明書類の種類を定めている自治体一覧（１／４）

地域	自治体名	区分	大分類	小分類	許可･認可･登録等の証明書類の種類
石狩･空知	北広島市	ー	ー	ー	ー
	新篠津村	ー	ー	ー	ー
	夕張市	ー	ー	ー	ー
	深川市	役務	１１	０６～０９	医療廃棄物処理を取り扱う場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を受けている者であること。
	南幌町	ー	ー	ー	ー
	長沼町	ー	ー	ー	ー
	栗山町	ー	ー	ー	ー
	浦臼町	ー	ー	ー	ー
	妹背牛町	ー	ー	ー	ー
	沼田町	ー	ー	ー	ー
後志	小樽市	ー	ー	ー	ー
		ー	ー	ー	ー
		ー	ー	ー	ー
	ニセコ町	ー	ー	ー	ー
	京極町	ー	ー	ー	ー
渡島･檜山	福島町	ー	ー	ー	ー
	七飯町	ー	ー	ー	ー
	森町	ー	ー	ー	ー
	江差町	ー	ー	ー	ー
	上ノ国町	ー	ー	ー	ー
	厚沢部町	ー	ー	ー	ー
	今金町	ー	ー	ー	ー

表－１３　特定の営業品目に対し、添付が必要な許可･認可･登録等の証明書類の種類を定めている自治体一覧（２／４）

地域	自治体名	区分	大分類	小分類	許可･認可･登録等の証明書類の種類
胆振･日高	伊達市	ー	ー	ー	ー
	日高町	物品	０６	０１	石油販売業開始届の届出を必要とする。 また、揮発油を取り扱う事業者は上記届出に加えて、揮発油販売業者登録も必要とする。
		物品	０６	０２	液化石油ガス販売事業登録を必要とする。
		物品	１３	０１	管理医療機器を取り扱う事業者は、管理医療機器販売業届の届出を必要とする。また、高度管理医療機器を取り扱う事業者は、高度管理医療機器等販売許可を有すること。
		物品	１４	０１,０２	医薬品を取り扱う事業者は、薬局開設許可および医薬品販売業許可を有すること。
		役務	０５	０２	管理医療機器を取り扱う事業者は、管理医療機器等販売業届の届出を必要とする。また、高度管理医療機器を取り扱う事業者は、高度管理医療機器等販売許可を有すること。
		役務	０５	０６	自家用自動車有償貸渡許可を有すること。
		役務	０６	０３	消防設備保守点検を営業する事業者は、消防設備業届の届出を必要とする。
		役務	１１	０６～０９	産業廃棄物収集運搬業許可、産業廃棄物処分業許可、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可および特別管理産業廃棄物処分業許可　等、取扱業務に応じた許可権者からの許可を有すること。
		役務	１２	０９	デマンドバス･町営バス運行を営業する事業者は、一般旅客自動車運送事業許可および大型自動車第二種免許を有すること。
		役務	１３	０１	指定自動車整備事業指定、優良自動車整備事業者指定および自動車分解整備事業認証を必要とする。
	新冠町	ー	ー	ー	ー

表－１３　特定の営業品目に対し、添付が必要な許可･認可･登録等の証明書類の種類を定めている自治体一覧（３／４）

地域	自治体名	区分	大分類	小分類	許可･認可･登録等の証明書類の種類
上川	東神楽町	ー	ー	ー	ー
	東川町	ー	ー	ー	ー
	美瑛町	ー	ー	ー	ー
	上富良野町	ー	ー	ー	ー
	中富良野町	ー	ー	ー	ー
	音威子府村	ー	ー	ー	ー
	中川町	ー	ー	ー	ー
留萌	留萌市	ー	ー	ー	ー
	小平町	ー	ー	ー	ー
宗谷	稚内市	物品	２９	０１～０５	学校給食の製造に係る部門に申請する場合、食品衛生監視表の写しを提出してください。
		役務	０９	０１～０８	各種清掃業登録証明書の写しを提出してください。
		役務	１０	０１,０２	警備に係る部門に申請する場合、警備認定書、営業所設置届出書、機械警備業務開始届出書等の写しを提出してください。
		役務	１１	０１～１０	浄化槽清掃業許可、各種収集運搬許可、処分業許可等の写しを提出してください。
		役務	１４	０５	学校給食の製造に係る部門に申請する場合、食品衛生監視表の写しを提出してください。製造業でない場合は提出不要です。
	浜頓別町	ー	ー	ー	ー
	中頓別町	ー	ー	ー	ー
	枝幸町	ー	ー	ー	ー
オホーツク	網走市	ー	ー	ー	ー
	訓子府町	ー	ー	ー	ー
	佐呂間町	ー	ー	ー	ー
	滝上町	ー	ー	ー	ー
	大空町	ー	ー	ー	ー
	網走地区消防組合	ー	ー	ー	ー
	斜網地区廃棄物処理組合	ー	ー	ー	ー

表－１３　特定の営業品目に対し、添付が必要な許可･認可･登録等の証明書類の種類を定めている自治体一覧（４／４）

地域	自治体名	区分	大分類	小分類	許可･認可･登録等の証明書類の種類
十勝	鹿追町	ー	ー	ー	ー
	新得町	ー	ー	ー	ー
	大樹町	ー	ー	ー	ー
	幕別町	物品	０６	０６	火薬を取り扱う事業者は、火薬類販売営業許可証の許可を有すること。
		物品	１３	０１	特殊車両整備を営業する事業者は、自動車特定整備事業認証または指定自動車整備事業指定の許可を有すること。
		物品	１４	０９	動物用医薬品を取り扱う事業者は、動物用医薬品店舗販売業許可証の許可を有すること。
		物品	１８	０５	砂利、砕石を取り扱う事業者は、採石業者登録通知書または砂利採取業者登録通知書の許可を有すること。
		物品	２１	０３	平板地図を取り扱う事業者は、測量業者登録の許可を有すること。
		物品	２８	０４	塗料を取り扱う事業者は、必要に応じて毒劇物一般販売登録票の許可を有すること。
		物品	２９	０５	酒を取り扱う事業者は、酒類販売免許の許可を有すること。
		役務	０３	０４	温泉分析を営業する事業者は、温泉分析施設登録証明書の許可を有すること。
		役務	０６	０１	電気通信設備保全管理を営業する事業者は、電気主任技術者免状の許可を有すること。
		役務	０６	０２	空調設備保全管理を営業する事業者は、必要に応じて冷媒フロン類取扱技術者証の許可を有すること。
		役務	０６	０３	消防設備保全管理を営業する事業者は、消防設備士免状の許可を有すること。
		役務	０６	０６	ボイラー設備保全管理を営業する事業者は、必要に応じてボイラー技士免状またはボイラー整備士免状または危険物取扱者の許可を有すること。
		役務	１１	０３	浄化槽保守点検を営業する事業者は、浄化槽保守点検業登録通知書の許可を有すること。
		役務	０７	０６	屋外スケートリンク造成を営業する事業者は、建設業許可（土木）（※無い場合も登録は可）の許可を有すること。
		役務	０７	０６	遊具点検を営業する事業者は、必要に応じて公園施設製品安全管理士または公園施設製品整備技士または公園施設点検管理士または公園施設点検技士の許可を有すること。
		役務	０７	０９	ダム管理を営業する事業者は、必要に応じてダム管理主任技術者またはダム管理技士の許可を有すること。
		役務	１２	１２	給食配送業務を営業する事業者は、大型免許の許可を有すること。
		役務	１２	０９	スクールバス運行を営業する事業者は、大型免許の許可を有すること。
		役務	１４	０５	学校向け給食サービスを営業する事業者は、調理師免許、栄養士免許及び飲食店営業許可証の許可を有すること。
釧路･根室	白糠町	ー	ー	ー	ー

⑩ 【様式１１】納税証明書

・ 【様式１１】納税証明書の提出が必要な自治体は表－１２で確認してください。**※都道府県税、市町村税は提出が不要な自治体があります。**

・ **令和７年９月１日以降に発行**されたものに限ります。

納税証明書の種類

1) **国税**

ア　証明が必要な税目は、**消費税及び地方消費税**です。

イ　**税務署が発行したもの**を提出してください。

ウ　納税証明書交付請求書中の証明書の種類は、申請者が**個人事業主の場合は「その３の２」**、申請者が**法人の場合は「その３の３」**となります。請求方法は次のとおりです。

① 窓口で交付請求をする場合

請求窓口に備付けの交付請求書により請求してください。なお、事前に国税庁ホームページから交付請求書をダウンロードすることができます。

http://www.nta.go.jp

② オンラインで交付請求をする場合

自宅等のパソコンから**インターネットで交付請求し、税務署窓口で証明書を受け取ることができます。**窓口での待ち時間が短縮され、手数料も安価となります。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）による**電子納税証明書を請求する場合**は、**ＰＤＦ形式**を選択し、**ダウンロードした電子納税証明書（ＰＤＦ）**を提出してください。

http://www.e-tax.nta.go.jp

2) **都道府県税**

ア　本店が所在する都道府県に対し、**納税義務のある全ての税目**について滞納がないことの証明書を提出してください。

イ　受任者がいる場合は、申請者（本店）と受任者（支店・支所等）が所在するそれぞれの都道府県の証明書を提出してください。

3) **市町村税**（特別区にあっては都税）

ア　本店が所在する市区町村に対し、**納税義務のある全ての税目**について滞納がないことの証明書を提出してください。

イ　受任者がいる場合は、申請者（本店）と受任者（支店・支所等）が所在するそれぞれの市町村の証明書を提出してください。

⑪ 【様式１２】決算書（財務諸表）

・ 【様式１２】決算書（財務諸表）の提出が必要な自治体は表－１２で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**

・ 審査基準日**直近の１事業年度分**を提出してください。

・ 申請者が法人の場合は、**損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書及び注記表（消費税に係る処理方針が確認できるものを添付すること）**を提出してください。

・ 申請者が個人事業主の場合は、次の書類を提出してください。

ア 青色申告書を提出した方・・・**確定申告書、資産負債調及び損益計算書**

イ その他の方・・・**確定申告書、営業収支の状況が明示されている書類**

⑫ 【様式１３】資本関係・人的関係調書

・ 次に示す**"資本関係・人的関係がある場合"に該当する場合は**【様式１３】資本関係・人的関係調書を**必ず提出**してください。資本関係・人的関係がない場合はシステムで自動作成されますので**作成・提出は不要です。**

■資本関係又は人的関係がある場合とは次の関係にある者のことをいいます。

1）資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(1) 子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。（２）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。（２）において同じ。）の関係にある場合

(2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2）人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（１）については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(ｱ)会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ｲ)会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(ｳ)会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

(ｴ)会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記１又は２と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

・　入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要があるため、**【様式１３】資本関係・人的関係調書**に必要事項を記入して提出してください。

【様式１３】資本関係・人的関係調書のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

【資本関係・人的関係調書の見本】

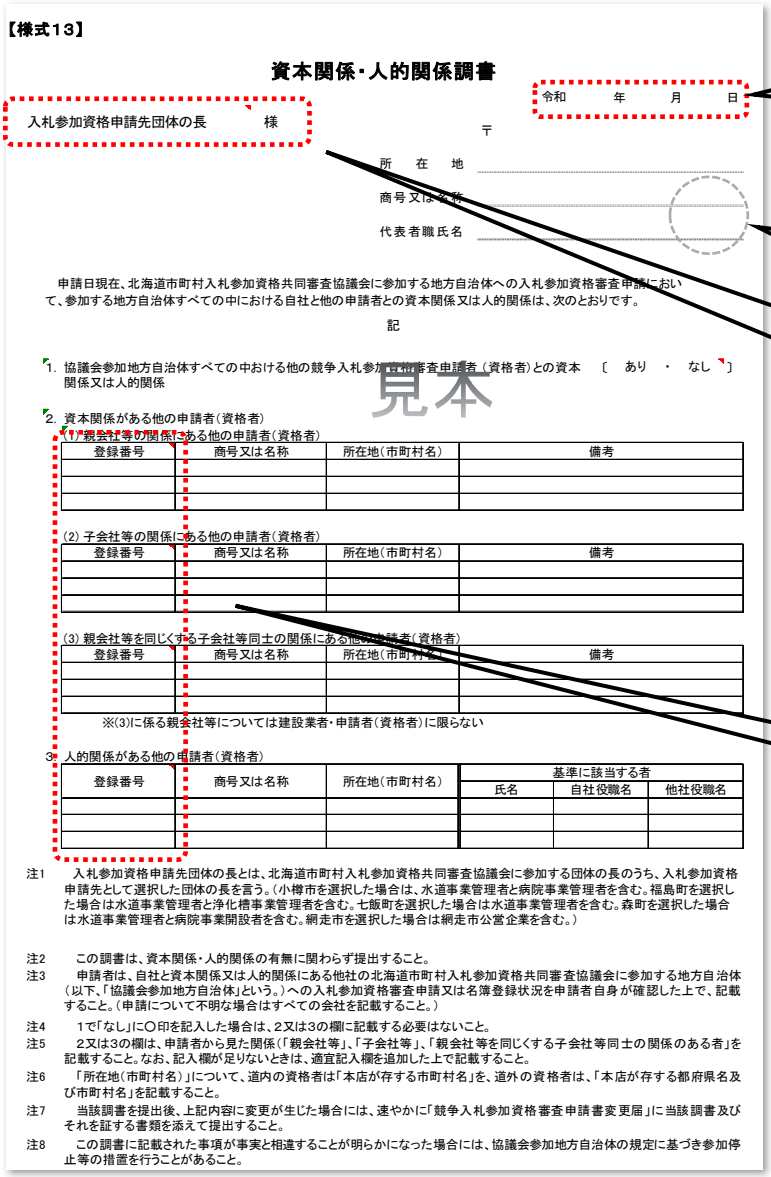

【様式13】

資本関係・人的関係調書

令和　　年　　月　　日

入札参加資格申請先団体の長　　様

〒

所　在　地

商号又は名称

代表者職氏名

申請日現在、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体への入札参加資格審査申請において、参加する地方自治体すべての中における自社と他の申請者との資本関係又は人的関係は、次のとおりです。

記

1. 協議会参加地方自治体すべての中おける他の競争入札参加資格審査申請者（資格者）との資本　〔　あり　・　なし　〕
関係又は人的関係

見本

2. 資本関係がある他の申請者（資格者）

(1) 親会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

(2) 子会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

(3) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

※(3)に係る親会社等については建設業者・申請者（資格者）に限らない

3. 人的関係がある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地（市町村名）	基準に該当する者		
			氏名	自社役職名	他社役職名

注1　入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（小樽市を選択した場合は、水道事業管理者と病院事業管理者を含む。福島町を選択した場合は水道事業管理者と浄化槽事業管理者を含む。七飯町を選択した場合は水道事業管理者を含む。森町を選択した場合は水道事業管理者と病院事業開設者を含む。網走市を選択した場合は網走市公営企業を含む。）

注2　この調書は、資本関係・人的関係の有無に関わらず提出すること。

注3　申請者は、自社と資本関係又は人的関係にある他社の北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体（以下、「協議会参加地方自治体」という。）への入札参加資格審査申請又は名簿登録状況を申請者自身が確認した上で、記載すること。（申請について不明な場合はすべての会社を記載すること。）

注4　1で「なし」に〇印を記入した場合は、2又は3の欄に記載する必要はないこと。

注5　2又は3の欄は、申請者から見た関係（「親会社等」、「子会社等」、「親会社等を同じくする子会社等同士の関係のある者」を記載すること。なお、記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加した上で記載すること。

注6　「所在地（市町村名）」について、道内の資格者は「本店が存する市町村名」を、道外の資格者は、「本店が存する都府県名及び市町村名」を記載すること。

注7　当該調書を提出後、上記内容に変更が生じた場合には、速やかに「競争入札参加資格審査申請書変更届」に当該調書及びそれを証する書類を添えて提出すること。

注8　この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、協議会参加地方自治体の規定に基づき参加停止等の措置を行うことがある。

・**申請日**としてください。

・**押印は不要です。**

・宛先は変更しないでください。

・**登録番号の記入は不要です。**

⑬ 【様式１４】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

- 行政書士の方が**代理申請される場合は、システム利用登録時に【様式１４】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状が必要となります。**
- **委任者の押印が必要です。**印鑑証明書と同じ印を押印してください。

【様式１４】代理人の委任状のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

【代理人の委任状の見本】

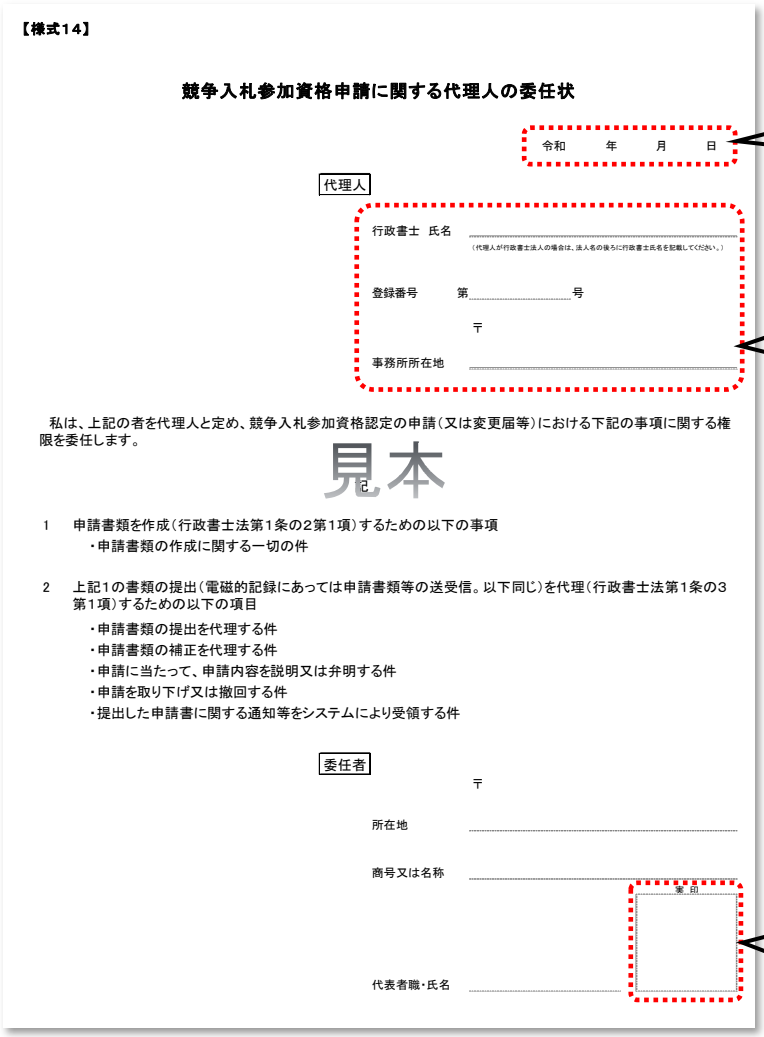

【様式14】

競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

令和　　年　　月　　日

代理人

行政書士　氏名

（代理人が行政書士法人の場合は、法人名の後ろに行政書士氏名を記載してください。）

登録番号　　第　　号

〒

事務所所在地

私は、上記の者を代理人と定め、競争入札参加資格認定の申請（又は変更届等）における下記の事項に関する権限を委任します。

見本

記

1　申請書類を作成（行政書士法第1条の2第1項）するための以下の事項
・申請書類の作成に関する一切の件

2　上記1の書類の提出（電磁的記録にあっては申請書類等の送受信。以下同じ）を代理（行政書士法第1条の3第1項）するための以下の項目
・申請書類の提出を代理する件
・申請書類の補正を代理する件
・申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件
・申請を取り下げ又は撤回する件
・提出した申請書に関する通知等をシステムにより受領する件

委任者

〒

所在地

商号又は名称

実印

代表者職・氏名

・**令和７年９月１日以降**としてください。

・代理人となる行政書士の方の情報を記載してください。

・**印鑑証明書と同じ印**を押印してください。

⑭ 【様式１５】法定保険加入状況一覧表

- 【様式１５】法定保険加入状況一覧表の提出が必要な自治体は表－１２で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- **【様式１５】法定保険加入状況一覧表**とともに、加入状況が確認できる書面（納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書などのいずれか）を提出してください。

【様式１５】法定保険加入状況一覧表のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

【様式15】

法 定 保 険 加 入 状 況 一 覧 表

商号又は名称	

法定保険の種類		加 入 状 況	事業所の登録番号等	未 加 入 の 場 合 の 理 由
社会保険	健 康 保 険	加入 ・ 未加入		
	厚 生 年 金 保 険	加入 ・ 未加入	見本	
労働保険	雇 用 保 険	加入 ・ 未加入		
	労働者災害保険	加入 ・ 未加入		

注 1 「加入状況」欄は、加入又は未加入に〇を付すこと。
2 「事業所の登録番号等」欄には、当該法定保険に係る主務官庁等から付与された番号等を記載すること。
3 「未加入の場合の理由」欄には、未加入の理由を具体的に記載すること。また、加入該当事業所ではない場合は、その旨を記載すること。
4 「加入状況」欄中「加入」に〇を付した保険について、それぞれ加入状況が確認できる書面（納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書など）を提出すること。

・法定保険に加入している場合は、様式15の他に、**加入状況が確認できる書面**※もPDFにして別途添付してください。

※納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書などのいずれか

⑮ 【様式１６】社会保険等適用除外申出書

・ 【様式１６】社会保険等適用除外申出書の提出が必要な自治体は表－１２で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**

・ 設計等業務の資格を希望する申請者のうち、社会保険等の加入状況が「適用除外」に該当する方は、申請時点において健康保険・厚生年金保険・雇用保険の規定による届出義務が無いことを証するため、**【様式１６】社会保険等適用除外申出書**に理由等を記載のうえ提出してください。

【様式１６】社会保険等適用除外申出書　（Excel形式）のひな形データはポータルサイトからダウンロードできます。

【社会保険等適用除外申出書の見本】

【様式16】

社会保険等適用除外申出書

入札参加資格申請先団体の長　　様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。
また、申出の内容を確認するため、入札参加資格申請先団体が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】　□健康保険　□厚生年金保険

1. 従業員5人未満の個人事業所であるため。
2. 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため。
3. その他

注1　届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○で囲むこと。
注2　その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
（例）○年○月○日に○○年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

1. 役員のみの法人であるため。
2. その他

注1　該当する番号を○で囲むこと。
注2　その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
（例）○年○月○日に○○ハローワークに確認し、△△により適用除外となる。

令和　　年　　月　　日

〒

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

※　入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（小樽市を選択した場合は、水道事業管理者と病院事業管理者を含む。福島町を選択した場合は水道事業管理者と浄化槽事業管理者を含む。七飯町を選択した場合は水道事業管理者を含む。森町を選択した場合は水道事業管理者と病院事業開設者を含む。網走市を選択した場合は網走市公営企業を含む。）

・宛先は変更しないでください。

・**申請日**としてください。

・**押印は不要です**。

⑯ 【様式１７】営業所一覧

- 【様式１７】営業所一覧の提出が必要な自治体は表－１２で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**

- **北海道内に本店・支店・営業所等を有する場合**は、【様式１７】に名称、住所、電話番号、FAX番号を記入してください。

【様式１７】営業所一覧表のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

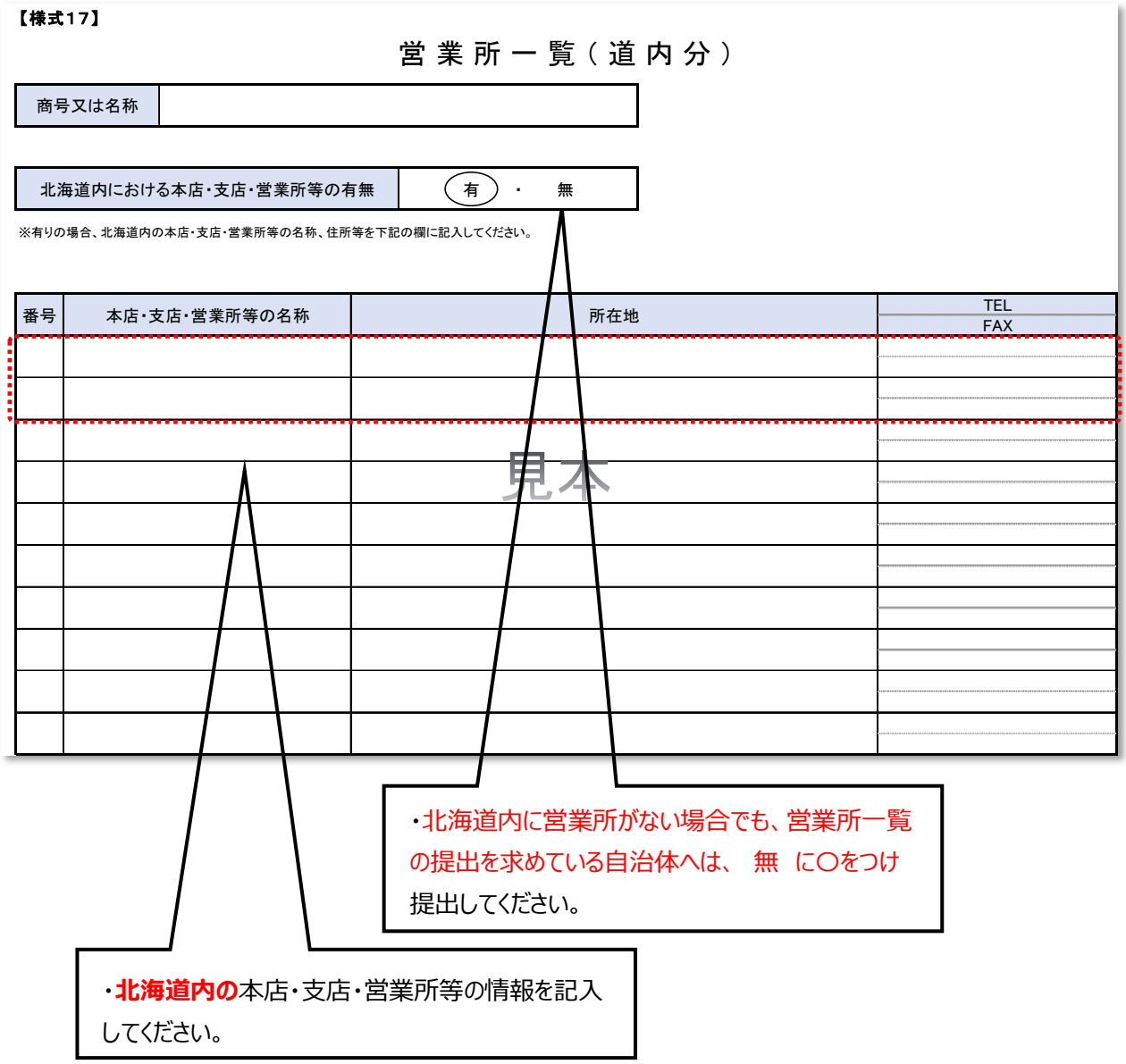

【様式17】

営 業 所 一 覧（道 内 分）

商号又は名称	

北海道内における本店・支店・営業所等の有無	有 ・ 無

※有りの場合、北海道内の本店・支店・営業所等の名称、住所等を下記の欄に記入してください。

番号	本店・支店・営業所等の名称	所在地	TEL FAX

見本

・北海道内に営業所がない場合でも、営業所一覧の提出を求めている自治体へは、 無 に〇をつけ提出してください。

・**北海道内の**本店・支店・営業所等の情報を記入してください。

⑰ 【様式１８】技術者名簿（道内関係分）

- 【様式１８】技術者名簿の提出が必要な自治体は表－１２で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- 申請する営業品目のなかに**有資格者の雇用を法令等で義務付けらてれいるものがある場合**に記入してください。
- **令和７年１２月１日時点**で道内の本店、支店、営業所等に在籍する有資格者について記入してください。
- 同一資格で複数の等級の資格を有している場合は、**上位等級のみ**記入してください。
- １枚に収まらない場合は、複数枚作成したのち合わせて一つのPDFにして提出してください。

【様式１８】技術者名簿のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

【様式18】

物品・役務等技術者名簿（道内関係分）

商号又は名称	

北海道内における技術者の有無	有 ・ 無

氏名	年齢	資格名称	取得年月日	氏名	年齢	資格名称	取得年月日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日

・北海道内に技術者がいない場合でも、技術者名簿の提出を求めている自治体へは、 無 に〇をつけ提出してください。

⑱ 【様式　組-１】組合構成員名簿

・ 【様式　組-１】組合構成員名簿の提出が必要な自治体は表－１２で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**

・ 【様式　組-１】組合構成員名簿には組合**構成員全員**について、次の事項を記載してください。

ア　商号又は名称
イ　代表者氏名
ウ　所在地

【様式　組-１】組合構成員名簿のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

⑲ 【様式　組-２】官公需適格組合証明書

・ 【様式　組-２】官公需適格組合証明書の提出が必要な自治体は表－１２で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**

・ 申請する自治体が【様式　組-２】官公需適格組合証明書の提出を求めている場合で、経済産業局長から官公需に係る適格組合証明を受けている場合は写しを提出してください。

⑳ 【様式　組-３】定款または寄付行為

・ 【様式　組-３】定款または寄付行為の提出が必要な自治体は表－１２で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**

・ 申請する自治体が【様式　組-３】定款または寄付行為の提出を求めている場合で、申請者が協同組合等の場合は「定款」又は「寄付行為」の写しを提出してください。

９．個別書類作成の注意事項

・　入札参加資格の申請にあたり、個別書類が必要な自治体の一覧と注意事項を表－１４に示します。申請の際は、注意事項をよくご確認のうえ提出してください。

表－１４　個別書類一覧（1／5）

地域	自治体名	個別書類		提出にあたっての注意事項
石狩・空知	北広島市	①	北広島市税の納税証明書（写し可）	北広島市に納税義務のある申請者は、受任等の有無にかかわらず、北広島市税を滞納していないことの証明を提出して下さい。
		②	営業証明書（写し可）	受任の有無にかかわらず、北広島市内に本店以外の事業所を置く法人の申請者のみ提出してください。
		③	北広島市内営業所等一覧	受任の有無にかかわらず、北広島市内に本店以外の事業所を置く法人の申請者のみ提出してください。
	新篠津村	－	－	－
	夕張市	－	－	－
	深川市	①	深川市内に有する支店等調	深川市内に本社・本店以外の支店等を有する深川市税（法人市民税等）の申告者の場合は、「深川市内に有する支店等調」に支店等の内外の写真を添付して提出してください。
	南幌町	①	納付確認同意書	委任状を提出する場合でも本社の法人名等をご記載いただき、本社実印を押印願います。また、代表者住所は会社住所ではなく、代表者住所をご記載ください。南幌町に事業所がない場合も提出が必要です。
		②	安定共有確認書	希望する営業品目に「大分類06-小分類05電気」を選択された場合は提出してください。
	長沼町	－	－	－
	栗山町	－	－	－
	浦臼町	－	－	－
	妹背牛町	－	－	－
	沼田町	－	－	－

表－１４　個別書類一覧（２／５）

地域	自治体名	個別書類		提出にあたっての注意事項
後志	小樽市	①	申請人及び物品・役務申請概要（様式１）	●職員数 ・「全職員数」欄は、役員・パート等も含め、「常時使用する従業員数」は、役員・季節雇用等を除いてください。 ●小樽市税の納税（納入）義務の有無 ・小樽市税の納税（納入）義務の有無（有の場合は、「小樽市税に滞納がないことの証明書」を提出してください。） 「小樽市税の納税（納入）義務の有無」欄は、小樽市に居住する従業員の特別徴収した市道民税を小樽市に収めている場合も「有」に該当します。 ・小樽市内に本支店等がある場合、小樽市に納税（納入）義務がある申請人は必ず提出をしてください。 証明書は請求書に記入する住所（所在）、氏名（名称及び代表者名）ごとに発行されますので、小樽市に納税義務がある本社・支社・営業所等ごとに請求してください。 請求は小樽市財政部資産税課（窓口20番）又は市民税課（窓口22番）（市役所別館2階）において行ってください。 法人の場合、申請には代表者印が必要です。代表者印を押印できない場合は委任状が必要です。 「市税に滞納がないことの証明書交付請求書」は、小樽市ホームページからダウンロードしてください。 ●納入希望品目に係る主な取引内容 ・申請を希望する営業品目について、小分類毎に、主な契約実績（審査基準日の２年前の日から１年間）を記入してください。（別紙による提出可。） ・法人にあっては、申請を希望する営業品目について登記簿謄本等の目的に記載のある場合は、記入不要です。（登記簿謄本等の目的に記載のない場合は、「４　希望する営業品目に係る主な取引内容（審査基準日の２年前の日から１年間に契約実績があるものに限る。）」に記載してください。） ●小樽市の営業を担当する担当者 ・２名以内で記入してください。
		②	営業経歴書（様式２）	・営業内容の沿革等について、記載のある書類（企業パンフレット、企業URL）の写し等の提出により本書の提出省略可能です。 ・個人営業者の場合は、審査基準日において、引き続き1年以上申請品目等の事業を営業していることが確認できる書類（令和6・7年の契約書、納品書等）の写しを添付してください。
		③	印刷機等設備状況（様式３）	※該当する場合のみ ・「営業品目（物品）」の大分類「04　印刷・製本」に申請の場合は、記入例を参考にして作成し、提出してください。 ※従業員数については、印刷業務に携わる従業員の人数を記入してください。
		④	構内除排雪業務資料（様式４）	※該当する場合のみ ・「営業品目（役務）」の大分類「１７　その他の役務の提供等」のうち、小分類「１１　除雪・排雪運搬業務」に申請の場合は、記入例を参考にして作成し、提出してください。
		⑤	小樽市内の支店、営業所等の状況（様式５）	※該当する場合のみ ・「営業品目（物品・役務）」に申請し、小樽市内に本社又は本店を有していないが、小樽市内に受任先となる支店、営業所等を有する場合は、記入例を参考にして作成し、提出してください。 ・職員数について、「正規職員」「パート、臨時等」「役員」に区分し、記入してください。 ・「うち小樽市に居住する人数」は、審査基準日における小樽市に居住する人数を記入してください。 ・「うち保険加入数」は、雇用保険又は健康保険及び厚生年金保険の被保険者である職員数を記入してください。
	ニセコ町	－	－	－
	京極町	－	－	－

表－１４　個別書類一覧（３／５）

地域	自治体名	個別書類		提出にあたっての注意事項
渡島・檜山	福島町	－	－	－
		－	－	－
		－	－	－
	七飯町	－	－	－
		－	－	－
		－	－	－
	森町	－	－	－
	江差町	－	－	－
	上ノ国町	①	物品・役務実績書	審査基準日より前２年間以内における製造、販売、役務等の事業高（営業実績）を記載してください。
		②	審査基準日から２年以上事業を営んでいることを証する書類	営業証明書に営業開始日が記載されていない場合又は営業証明書が発行されない場合は、令和５年１１月３０日以前の「契約書、納品書等、確定申告書及び添付書類のどれか一つ」を提出してください。 ※個人事業主の場合のみ必要です。
	厚沢部町	－	－	－
	今金町	－	－	－
胆振・日高	伊達市	①	伊達市税納税調査承諾書	伊達市に納税義務がある場合は、伊達市個別様式「伊達市税納税調査承諾書」を提出してください。本書を提出した場合、伊達市市民課（窓口①）または大滝総合支所で発行する納税証明書（完納証明書）の提出は不要です。
	日高町	①	役員名簿	法人は、登記簿「役員に関する事項」に記載されている役員（監査役を除く）及び委任されている代表者について記入すること。個人は、代表者について記入すること。
		②	取扱品目一覧表	希望する品目のうち、取り扱う品目について、具体的な内容を記載すること。
	新冠町	①	役員名簿	法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員を記入して下さい。また、契約締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入して下さい。個人の場合についてはその個人事業主を記入して下さい。なお、監査役については除きます。
		②	営業品目の限定申請書	「申請が可能な営業品目一覧表の中で、説明・具体例に記載されているもののうち、特に一定の役務や物品（業務内容・品名等）しか取り扱いができない場合」に提出してください。
上川	東神楽町	－	－	－
	東川町	－	－	－
	美瑛町	①	工場又は作業場の設備概要	営業品目（物品）の大分類４に申請する場合、工場又は作業場ごとに作成すること。
	上富良野町	①	納税状況確認同意書	上富良野町独自様式 「納税状況確認同意書」を添付してください。
		②	適格請求書発行事業者（インボイス）登録確認書	上富良野町独自様式 「適格請求書発行事業者（インボイス）登録確認書」をインボイスの登録状況を確認するため添付してください。
	中富良野町	－	－	－
	音威子府村	－	－	－
	中川町	－	－	－

表－１４　個別書類一覧（４／５）

地域	自治体名	個別書類		提出にあたっての注意事項
留萌	留萌市	①	印刷設備の状況調書	営業品目（物品）の大分類04印刷・製本に申請する場合は、印刷設備の状況調書を提出すること。
		②	留萌市内の支店・営業所等の写真	留萌市内に営業所等を有する場合は、所在地、名称、責任者職氏名、従業員数等を記入し、営業所等の写真（外観及び事務所内）を提出すること。
		③	同意書	留萌市に納入すべき納入金（市税外使用料等）がある場合、提出すること。
	小平町	－	－	－
宗谷	稚内市	①	稚内市公有財産（土地・建物）賃貸契約状況申告書及び同意書	契約の有無に関わらず作成すること
		②	製造数量表	学校給食の製造に係る部門に登録する場合のみ作成すること
		③	印刷機械等に関する調書	印刷に係る部門に登録する場合のみ作成し、印刷機械配置図（任意様式）をあわせて提出すること
		④	入札参加申請に係る支店等調査票	市内業者としての登録を希望する場合、稚内市内の営業所について調査票を作成すること
	浜頓別町	－	－	－
	中頓別町	－	－	－
	枝幸町	①	営業品目の限定申請書	営業品目の小分類の中で、特に一定の役務や物品（業務内容・車種等・その他限定されるもの）しか取り扱いができない場合に提出すること。
オホーツク	網走市	①	網走市税に関する申立書	網走市に納税義務がない場合は、網走市独自様式『網走市税に関する申立書』を提出してください。
		②	網走市税納税証明書	本店は網走市外にあるが、網走市に納税義務がある場合は、網走市が発行する『市税納税証明書』を提出してください。
		③	準市内業者登録申請書及び閲覧承諾書	準市内業者の登録を希望される法人は、網走市法人市民税の納税状況について確認する必要があるため、『準市内業者登録申請書及び閲覧承諾書』を提出してください。
	訓子府町	－	－	－
	佐呂間町	－	－	－
	滝上町	－	－	－
	大空町	－	－	－
	網走地区消防組合	①	組合構成市町税に関する申立書	網走市又は大空町に納税義務がない場合は、網走地区消防組合独自様式『組合構成市町税に関する申立書』を提出してください。
	斜網地区廃棄物処理組合	①	組合構成市町税に関する申立書	網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、大空町（以下、管内）のいずれの自治体に対しても、納税義務がない場合は、組合独自様式「組合構成市町税に関する申立書」を提出してください。
		②	市税（町税）納税証明書	本店は管外にあるが、管内に納税義務がある場合は、該当自治体が発行する「市税納税証明書」もしくは「町税納税証明書」を提出してください。
		③	管内に支店・営業所を有する場合の申出書	本店は管外にあるが、管内に支店・営業所を有している場合は、組合独自様式「管内に支店・営業所を有する場合の申出書」を提出してください。

表－１４　個別書類一覧（５／５）

地域	自治体名	個別書類		提出にあたっての注意事項
十勝	鹿追町	－	－	－
	新得町	－	－	－
	大樹町	－	－	－
	幕別町	①	指名競争入札通知書受理承諾書	原則電子メールで指名通知を行う。申請者の実印を使用すること。
釧路･根室	白糠町	－	－	－

１０.定期受付終了後の新規申請受付について

１０－１　随時受付、中間年受付を実施する自治体

・　随時受付、中間年受付を実施する自治体を表－１５に示します。表に記載されていない自治体は定期受付後に新規の受付は実施していません。

表－１５　随時受付、中間年受付を実施する自治体

追加受付の種類	地域	追加受付を行う自治体
中間年受付	石狩・空知	北広島市、新篠津村
	後志	
	渡島・檜山	七飯町
	胆振・日高	日高町
	上川	東川町
	留萌	
	宗谷	稚内市、枝幸町
	オホーツク	網走市、網走地区消防組合
	十勝	幕別町
	釧路・根室	
随時受付	石狩・空知	夕張市、深川市、南幌町、栗山町、浦臼町、妹背牛町、沼田町
	後志	小樽市、ニセコ町、京極町
	渡島・檜山	森町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、今金町
	胆振・日高	伊達市
	上川	東神楽町、美瑛町、中富良野町、音威子府村、中川町
	留萌	留萌市、小平町
	宗谷	浜頓別町、中頓別町
	オホーツク	滝上町、大空町、斜網地区廃棄物処理組合
	十勝	大樹町
	釧路・根室	白糠町

１０－２　随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項

・　追加の申請の場合の証明書等に関する注意事項は表－１６のとおりです。これら以外の注意事項はＰ３９～を参照してください。

表－１６　随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項

書類名称	注意事項
【様式３】履歴事項全部証明書の写し　※法人の場合	表－１７に示す審査基準日から３ヶ月以内に発行されたものに限ります。
【様式４】代表者身分証明書の写し　※個人事業主の場合	
【様式７】印鑑証明書の写し	
【様式１１】納税証明書の写し	

１０－３　随時受付及び中間年受付の審査基準日と電子申請受付期間及び資格有効期間

・　随時申請及び中間年申請の審査基準日と受付期間及び資格有効期間を表－１７に示します。受付開始日になるとシステムでの電子申請が可能となります。

表－１７　追加受付の審査基準日と受付期間及び資格有効期間（１／２）

定期受付後の受付種類		審査基準日	受付期間	資格有効期間
中間年受付 ※中間年受付を行う全ての自治体		令8年12月1日	令8年12月10日　(木)　～　令9年1月29日　(金)	令9年4月1日　～　令10年3月31日
随時受付 ※随時受付を行う自治体のうち、厚沢部町、美瑛町、大樹町以外の自治体 ※斜網地区廃棄物処理組合の第１回受付は令和8年4月1日より開始	第１回	令和8年3月1日	令8年3月16日　(月)　～　令8年4月14日　(火)	令8年5月1日　～　令10年3月31日
	第２回	令和8年4月1日	令8年4月15日　(水)　～　令8年5月14日　(木)	令8年6月1日　～　令10年3月31日
	第３回	令和8年5月1日	令8年5月15日　(金)　～　令8年6月12日　(金)	令8年7月1日　～　令10年3月31日
	第４回	令和8年6月1日	令8年6月15日　(月)　～　令8年7月14日　(火)	令8年8月1日　～　令10年3月31日
	第５回	令和8年7月1日	令8年7月15日　(水)　～　令8年8月14日　(金)	令8年9月1日　～　令10年3月31日
	第６回	令和8年8月1日	令8年8月17日　(月)　～　令8年9月14日　(月)	令8年10月1日　～　令10年3月31日
	第７回	令和8年9月1日	令8年9月15日　(火)　～　令8年10月14日　(水)	令8年11月1日　～　令10年3月31日
	第８回	令和8年10月1日	令8年10月15日　(木)　～　令8年11月13日　(金)	令8年12月1日　～　令10年3月31日
	第９回	令和8年11月1日	令8年11月16日　(月)　～　令8年12月14日　(月)	令9年1月1日　～　令10年3月31日
	第１０回	令和8年12月1日	令8年12月15日　(火)　～　令9年1月14日　(木)	令9年2月1日　～　令10年3月31日
	第１１回	令和9年1月1日	令9年1月15日　(金)　～　令9年2月12日　(金)	令9年3月1日　～　令10年3月31日
	第１２回	令和9年2月1日	令9年2月15日　(月)　～　令9年3月12日　(金)	令9年4月1日　～　令10年3月31日
随時受付 ※厚沢部町	第１回	令和8年3月1日	令8年3月16日　(月)　～　令8年4月14日　(火)	令8年8月1日　～　令10年3月31日
	第２回	令和8年4月1日	令8年4月15日　(水)　～　令8年5月14日　(木)	
	第３回	令和8年5月1日	令8年5月15日　(金)　～　令8年6月12日　(金)	
	第４回	令和8年6月1日	令8年6月15日　(月)　～　令8年7月14日　(火)	令8年11月1日　～　令10年3月31日
	第５回	令和8年7月1日	令8年7月15日　(水)　～　令8年8月14日　(金)	
	第６回	令和8年8月1日	令8年8月17日　(月)　～　令8年9月14日　(月)	
	第７回	令和8年9月1日	令8年9月15日　(火)　～　令8年10月14日　(水)	令9年2月1日　～　令10年3月31日
	第８回	令和8年10月1日	令8年10月15日　(木)　～　令8年11月13日　(金)	
	第９回	令和8年11月1日	令8年11月16日　(月)　～　令8年12月14日　(月)	
	第１０回	令和8年12月1日	令8年12月15日　(火)　～　令9年1月14日　(木)	令9年5月1日　～　令10年3月31日
	第１１回	令和9年1月1日	令9年1月15日　(金)　～　令9年2月12日　(金)	
	第１２回	令和9年2月1日	令9年2月15日　(月)　～　令9年3月12日　(金)	

※令和９年度の随時申請の受付期間については、令和８年１２月頃に共同審査ポータルサイトに掲載する予定です。

表－１７　追加受付の審査基準日と受付期間及び資格有効期間（２／２）

定期受付後の受付種類		審査基準日	受付期間	資格有効期間
随時受付 ※美瑛町 ※大樹町	第１回	令和8年3月1日	令8年3月16日　(月)　～　令8年4月14日　(火)	令和８年４月１日以降 且つ 自治体資格決定日 ※資格決定は美瑛町・大樹町によるものです。センターの形式審査とは異なります。 ～　令10年3月31日
	第２回	令和8年4月1日	令8年4月15日　(水)　～　令8年5月14日　(木)	
	第３回	令和8年5月1日	令8年5月15日　(金)　～　令8年6月12日　(金)	
	第４回	令和8年6月1日	令8年6月15日　(月)　～　令8年7月14日　(火)	
	第５回	令和8年7月1日	令8年7月15日　(水)　～　令8年8月14日　(金)	
	第６回	令和8年8月1日	令8年8月17日　(月)　～　令8年9月14日　(月)	
	第７回	令和8年9月1日	令8年9月15日　(火)　～　令8年10月14日　(水)	
	第８回	令和8年10月1日	令8年10月15日　(木)　～　令8年11月13日　(金)	
	第９回	令和8年11月1日	令8年11月16日　(月)　～　令8年12月14日　(月)	
	第１０回	令和8年12月1日	令8年12月15日　(火)　～　令9年1月14日　(木)	
	第１１回	令和9年1月1日	令9年1月15日　(金)　～　令9年2月12日　(金)	
	第１２回	令和9年2月1日	令9年2月15日　(月)　～　令9年3月12日　(金)	

※令和９年度の随時申請の受付期間については、令和８年１２月頃に共同審査ポータルサイトに掲載する予定です。

１１．申請先自治体の連絡先一覧

・　申請先自治体の連絡先を表－１８に示します。

表－１８　自治体連絡先一覧（１／２）

地域	自治体名	担当課名	連絡先	住　　所
石狩・空知	北広島市	契約管財課	011-372-3311	北海道北広島市中央4丁目2番地1
	新篠津村	総務課	0126-57-2111	北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地
	夕張市	総務企画課	0123-52-3141	北海道夕張市本町4丁目2番地
	深川市	税務財政課	0164-26-2622	北海道深川市2条17番17号
	南幌町	総務課	011-398-7012	北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号
	長沼町	総務財政課	0123-88-2112	北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号
	栗山町	建設課	0123-73-7513	北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地
	浦臼町	建設課	0125-68-2113	北海道樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183-15
	妹背牛町	建設課	0164-34-8582	北海道雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地
	沼田町	総務財政課	0164-35-2111	北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号
後志	小樽市	契約管財課	0134-32-4111	北海道小樽市花園2丁目12番1号
	ニセコ町	都市建設課	0136-56-8846	北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地
	京極町	建設課	0136-42-2111	北海道虻田郡京極町字京極527番地
渡島・檜山	福島町	総務課	0139-47-3001	北海道松前郡福島町字福島820番地
	七飯町	財政課	0138-83-1515	北海道亀田郡七飯町本町6丁目1番1号
	森町	契約管理課	01374-7-1088	北海道茅部郡森町字御幸町144番地1
	江差町	財政課	0139-52-6711	北海道檜山郡江差町字中歌町193-1
	上ノ国町	施設課	0139-55-2311	北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地
	厚沢部町	建設水道課	0139-64-3315	北海道檜山郡厚沢部町新町207番地
	今金町	総務財政課	0137-82-0111	北海道瀬棚郡今金町字今金48番地の1
胆振・日高	伊達市	財政課	0142-82-3115	北海道伊達市鹿島町20番地1
	日高町	技術審議室	01456-2-5135	北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1
	新冠町	総務課	0146-47-2114	北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2
上川	東神楽町	総務課	0166-83-2112	北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
	東川町	都市建設課	0166-82-2111	北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号
	美瑛町	建設水道課	0166-92-4449	北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号
	上富良野町	総務課	0167-45-6980	北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
	中富良野町	総務課	0167-44-2122	北海道空知郡中富良野町本町9番1号
	音威子府村	総務課	01656-5-3311	北海道中川郡音威子府村字音威子府444番地1
	中川町	総務課	01656-7-2811	北海道中川郡中川町字中川337番地
留萌	留萌市	契約課	0164-42-1803	北海道留萌市幸町1丁目11番地
	小平町	生活環境課	0164-56-2111	北海道留萌郡小平町字小平町216番地
宗谷	稚内市	財務課	0162-23-6391	北海道稚内市中央3丁目2番1号
	浜頓別町	建設課	01634-2-2358	北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地
	中頓別町	建設課	01634-8-7665	北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
	枝幸町	財政課	0163-62-1235	北海道枝幸郡枝幸町本町916番地

表－１８　自治体連絡先一覧（２／２）

地域	自治体名	担当課名	連絡先	住　　所
オホーツク	網走市	財政課	0152-67-5406	北海道網走市南5条東1丁目10番地
	訓子府町	総務課	0157-47-2112	北海道常呂郡訓子府町東町398番地
	佐呂間町	建設課	01587-2-1210	北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1
	滝上町	総務課	0158-29-2111	北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地
	大空町	総務課	0152-77-8092	北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号
	網走地区消防組合	総務課	0152-43-9487	北海道網走市南2条西4丁目2番地
	斜網地区廃棄物処理組合	総務課	0152-67-5324	北海道網走市南5条東1丁目10番地
十勝・釧路・根室	鹿追町	総務課	0156-66-2311	北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1
	新得町	総務課	0156-64-5111	北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地
	大樹町	総務課	01558-6-2111	北海道広尾郡大樹町東本通33
	幕別町	総務課	0155-54-6608	北海道中川郡幕別町本町130番地1
	白糠町	企画財政課	01547-2-2171	北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1

様　式　集

（物品・役務 編）

【様式6】

従 業 員 名 簿

所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	

次のとおり相違ありません。

職　種	氏　　名	住　　所
代 表 者 （店主）		
役 職 名 （家族従業員）		
従 業 員		

【様式8】

使　用　印　鑑　届

令和　　年　　月　　日

入札参加資格申請先団体の長 様

※該当する自治体に〇印を記入すること。

石狩・空知		後志		渡島・檜山		胆振・日高		上川		留萌・宗谷		オホーツク		十勝		釧路・根室	
	北広島市		小樽市		福島町		伊達市		東神楽町		留萌市		網走市		鹿追町		白糠町
	新篠津村		ニセコ町		七飯町		日高町		東川町		小平町		訓子府町		新得町		
	夕張市		京極町		森町		新冠町		美瑛町		稚内市		佐呂間町		大樹町		
	深川市				江差町				上富良野町		浜頓別町		滝上町		幕別町		
	南幌町				上ノ国町				中富良野町		中頓別町		大空町				
	長沼町				厚沢部町				音威子府村		枝幸町		網走地区消防組合				
	栗山町				今金町				中川町				斜網地区廃棄物処理組合				
	浦臼町																
	妹背牛町																
	沼田町																

使用印

実印

☐ 使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届出します。

〒

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（小樽市を選択した場合は、水道事業管理者と病院事業管理者を含む。福島町を選択した場合は水道事業管理者と浄化槽事業管理者を含む。七飯町を選択した場合は水道事業管理者を含む。森町を選択した場合は水道事業管理者と病院事業開設者を含む。網走市を選択した場合は網走市公営企業を含む。）

【様式9】

年　間　委　任　状

令和　　年　　月　　日

入札参加資格申請先団体の長 様

※該当する自治体に〇印を記入すること。

石狩・空知		後志		渡島・檜山		胆振・日高		上川		留萌・宗谷		オホーツク		十勝		釧路・根室	
	北広島市		小樽市		福島町		伊達市		東神楽町		留萌市		網走市		鹿追町		白糠町
	新篠津村		ニセコ町		七飯町		日高町		東川町		小平町		訓子府町		新得町		
	夕張市		京極町		森町		新冠町		美瑛町		稚内市		佐呂間町		大樹町		
	深川市				江差町				上富良野町		浜頓別町		滝上町		幕別町		
	南幌町				上ノ国町				中富良野町		中頓別町		大空町				
	長沼町				厚沢部町				音威子府村		枝幸町		網走地区消防組合				
	栗山町				今金町				中川町				斜網地区廃棄物処理組合				
	浦臼町																
	妹背牛町																
	沼田町																

私は、次の者を受任者（入札等にかかる代理人）と定め、令和8・9年度競争入札参加資格の有効期間内において、入札参加資格申請先団体の長との間に行う下記の権限を委任します。

委任事項

1. 見積又は入札に関する一切の権限
2. 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件
3. 業務の履行及び契約の履行に関する一切の件
4. 入札保証及び契約保証に関する一切の件
5. 代金（前払金を含む）及び保証金の請求に関する一切の件
6. 代金（前払金を含む）及び保証金の受領に関する一切の件
7. 復代理人の選任に関する一切の件
8. 共同企業体の結成に関する一切の件
9. その他契約に関する一切の件

■委任者

〒

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿　実印

代表者職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

■私（受任者）は委任されることを承諾します。

〒

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支店又は
営業所名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　使用印

受任者職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

※　入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（小樽市を選択した場合は、水道事業管理者と病院事業管理者を含む。福島町を選択した場合は水道事業管理者と浄化槽事業管理者を含む。七飯町を選択した場合は水道事業管理者を含む。森町を選択した場合は水道事業管理者と病院事業開設者を含む。網走市を選択した場合は網走市公営企業を含む。）

【様式13】

資本関係・人的関係調書

令和　　年　　月　　日

入札参加資格申請先団体の長　　様

〒

所　在　地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請日現在、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体への入札参加資格審査申請において、参加する地方自治体すべての中における自社と他の申請者との資本関係又は人的関係は、次のとおりです。

記

1. 協議会参加地方自治体すべての中おける他の競争入札参加資格審査申請者（資格者)と　〔　あり　・　なし　〕の資本関係又は人的関係

2. 資本関係がある他の申請者（資格者）

(1) 親会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

(2) 子会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

(3) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地（市町村名）	備考

※(3)に係る親会社等については建設業者・申請者（資格者）に限らない

3. 人的関係がある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地（市町村名）	基準に該当する者		
			氏名	自社役職名	他社役職名

注1　入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（小樽市を選択した場合は、水道事業管理者と病院事業管理者を含む。福島町を選択した場合は水道事業管理者と浄化槽事業管理者を含む。七飯町を選択した場合は水道事業管理者を含む。森町を選択した場合は水道事業管理者と病院事業開設者を含む。網走市を選択した場合は網走市公営企業を含む。）

注2　この調書は、資本関係・人的関係の有無に関わらず提出すること。

注3　申請者は、自社と資本関係又は人的関係にある他社の北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体（以下、「協議会参加地方自治体」という。）への入札参加資格審査申請又は名簿登録状況を申請者自身が確認した上で、記載すること。（申請について不明な場合はすべての会社を記載すること。）

注4　1で「なし」に〇印を記入した場合は、2又は3の欄に記載する必要はないこと。

注5　2又は3の欄は、申請者から見た関係（「親会社等」、「子会社等」、「親会社等を同じくする子会社等同士の関係のある者」を記載すること。なお、記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加した上で記載すること。

注6　「所在地（市町村名）」について、道内の資格者は「本店が存する市町村名」を、道外の資格者は、「本店が存する都府県名及び市町村名」を記載すること。

注7　当該調書を提出後、上記内容に変更が生じた場合には、速やかに「競争入札参加資格審査申請書変更届」に当該調書及びそれを証する書類を添えて提出すること。

注8　この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、協議会参加地方自治体の規定に基づき参加停止等の措置を行うことがあること。

【様式14】

競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

令和　　年　　月　　日

代理人

行政書士　氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（代理人が行政書士法人の場合は、法人名の後ろに行政書士氏名を記載してください。）

登録番号　　第＿＿＿＿＿＿号

〒

事務所所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人と定め、競争入札参加資格認定の申請（又は変更届等）における下記の事項に関する権限を委任します。

記

1　申請書類を作成（行政書士法第1条の2第1項）するための以下の事項

・申請書類の作成に関する一切の件

2　上記1の書類の提出（電磁的記録にあっては申請書類等の送受信。以下同じ）を代理（行政書士法第1条の3第1項）するための以下の項目

・申請書類の提出を代理する件
・申請書類の補正を代理する件
・申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件
・申請を取り下げ又は撤回する件
・提出した申請書に関する通知等をシステムにより受領する件

委任者

〒

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

商号又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

実 印

代表者職・氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【様式15】

法定保険加入状況一覧表

商号又は名称	

法定保険の種類		加入状況	事業所の登録番号等	未加入の場合の理由
社会保険	健康保険	加入・未加入		
	厚生年金保険	加入・未加入		
労働保険	雇用保険	加入・未加入		
	労働者災害保険	加入・未加入		

注１　「加入状況」欄は、加入又は未加入に〇を付すこと。
　２　「事業所の登録番号等」欄には、当該法定保険に係る主務官庁等から付与された番号等を記載すること。
　３　「未加入の場合の理由」欄には、未加入の理由を具体的に記載すること。また、加入該当事業所ではない場合は、その旨を記載すること。
　４　「加入状況」欄中「加入」に〇を付した保険について、それぞれ加入状況が確認できる書面（納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書など）を提出すること。

【様式16】

社会保険等適用除外申出書

入札参加資格申請先団体の長　　様

次の理由により、社会保険又は雇用保険の届出義務のないことを申し出ます。
また、申出の内容を確認するため、入札参加資格申請先団体が他の官公署等に照会を行うことについて承諾します。

【社会保険】　　□健康保険　　□厚生年金保険

1. 従業員5人未満の個人事業所であるため。
2. 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所のため。
3. その他

注1　届出義務のない保険の種類をチェックし、該当する番号を○で囲むこと。
注2　その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
　　（例）○年○月○日に○○年金事務所に確認し、△△により適用除外となる。

【雇用保険】

1. 役員のみの法人であるため。
2. その他

注1　該当する番号を○で囲むこと。
注2　その他を選択した場合は、関係機関に問い合わせを行った上でその理由を記載すること。
　　（例）○年○月○日に○○ハローワークに確認し、△△により適用除外となる。

令和　　年　　月　　日

〒

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

※　入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（小樽市を選択した場合は、水道事業管理者と病院事業管理者を含む。福島町を選択した場合は水道事業管理者と浄化槽事業管理者を含む。七飯町を選択した場合は水道事業管理者を含む。森町を選択した場合は水道事業管理者と病院事業開設者を含む。網走市を選択した場合は網走市公営企業を含む。）

【様式17】

営 業 所 一 覧（道 内 分）

商号又は名称	

北海道内における本店・支店・営業所等の有無	有　・　無

※有りの場合、北海道内の本店・支店・営業所等の名称、住所等を下記の欄に記入してください。

番号	本店・支店・営業所等の名称	所在地	TEL FAX

【様式18】

物品・役務等技術者名簿（道内関係分）

商号又は名称	

北海道内における技術者の有無	有　・　無

氏名	年齢	資格名称	取得年月日	氏名	年齢	資格名称	取得年月日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日
			年　月　日				年　月　日

【様式　組-1】

組 合 構 成 員 名 簿

組合名称	

番号	商号又は名称	代表者氏名	所在地